

総務文教委員会記録

○開催日時

令和元年10月2日 午前9時58分～午後3時55分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 委員長 | 徳永武次 | 委員 | 今塩屋裕一 |
| 副委員長 | 井上勝博 | 委員 | 川添公貴 |
| 委員 | 瀬尾和敬 | 委員 | 落口久光 |
| 委員 | 杉菌道朗 | 委員 | 坂口健太 |

○その他の議員

議員 成川幸太郎

○説明のための出席者

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 総務部長 | 田代健一 | 教育部長 | 宮里敏郎 |
| 総務課長 | 古里洋一郎 | 教育総務課長兼 | 小原雅彦 |
| 秘書室長 | 山元一将 | 学校施設整備室長 | |
| 文書法制室長 | 川畑央 | 主幹 | 藤井孝彦 |
| 財政課長 | 鬼塚雅之 | 就学支援グループ長 | 菊池克彦 |
| 財産活用推進課長 | 園田克朗 | 学校教育課長 | 村上勝美 |
| 税務課長 | 道場益男 | 指導グループ長 | 岩脇勝広 |
| 収納課長 | 山口隆雄 | 社会教育課長 | 橋口公男 |
| 契約検査課長 | 橋口堅 | 文化課長 | 羽田美由紀 |
| 危機管理監 | 中村真 | 主幹 | 小原浩 |
| 防災安全課長 | 佐多孝一 | 少年自然の家所長 | 池田尚人 |
| 原子力安全対策室長 | 祁答院欣尚 | 中央図書館長 | 山口誠 |

○事務局職員

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長 | 田上正洋 | 課長代理 | 久米道秋 |
| 議事調査課長 | 堀ノ内孝 | 議事グループ員 | 芦谷仁美 |

○審査事件等

| 付 託 事 件 名 | 所 管 課 |
|---|---|
| 議案第105号 決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳決算） | 社 会 教 育 課 （ 中 央 公 民 館 ） |
| | 中 央 図 書 館 |
| | 少 年 自 然 の 家 |
| | 教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課 |
| | 文 化 課 |
| | 総 務 課 |
| | 秘 書 室 |
| | 文 書 法 制 室 |
| | 財 政 課 |
| | 財 産 活 用 推 進 課 |
| | 税 務 課 収 納 課 |
| | 契 約 検 査 課 |
| | 防 災 安 全 課 |
| | 原 子 力 安 全 対 策 室 |

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行います。

また、お手元に配付の審査日程により審査を進めてまいります。本日は可能な限り審査を進めていきたいと思っております。

ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日から審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、審査は決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は、決算に関連したものとなるよう御留意ください。また、各課の審査の冒頭に、部長等から決算の概要として、主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長などから決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いたします。部長の説明も短くお願いいたします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△議案第105号 決算の認定について
(平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（徳永武次）それでは、議案第105号決算の認定について、平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題とします。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）まず、社会教育課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）それでは、社会教育課の決算の概要について説明いたします。

決算附属書の156ページをお開きください。

主要施策の成果でございます。

1、社会教育の充実においては、社会教育委員会の開催、社会教育功労者の表彰など、社会教育の推進に努め、2の各種教育活動の充実におきましては、成人教育事業として、PTA等の社会教育団体に対し補助金を支出し、団体の育成を図り、また、指導者の研修会を開催し人材育成に努めたほか、家庭教育事業として、幼稚園、小・中学校において延べ498回の家庭教育学級を開設し講演会や研修会を行い、親自身の学ぶ機会の充実に努めたほか、子育て支援を図るため、子育てサポーターの養成や子育てサロンの開設を行いました。

次、157ページになります。

3の青少年の健全育成におきましては、青少年育成事業として、青少年フレッシュ体験事業を実施し、北海道ニセコ町へ25名の児童生徒を派遣し交流を行ったほか、青少年育成市民会議においては、次代を担う青少年の健全育成に努め、またさつませんだい学校応援団においては、573件延べ1,726人のボランティアの方々に、それぞれ学校の要望に応じたさまざまな支援を行っていただきました。また、新成人626人が参加した成人式の開催や、少年愛護センターでの青少年の電話相談、街頭補導などを行ったところでございます。

次に、中央公民館の決算概要について説明いたします。

附属書の160ページになります。

主要施策の成果ですけれども、1の中央公民館の管理並びに2の地域公民館の管理において、中央公民館、地域公民館の適正な施設管理に努めるとともに、下段の表の各公民館での主催講座開催状況のとおり、市民に学習機会を提供し、まなびネットセンターでは、パソコン操作に関するさまざまな相談や学習に応じたところでございます。また、災害復旧事業として、里公民館テレビ受信設備修繕等を行いました。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容についての当局の説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）まず、歳出について御説明をいたしますので、決算書の185ページをお開きください。下のほうになり

ます。

10款5項1目社会教育総務費の支出済み額は1億6,366万1,628円です。備考欄で説明をいたします。社会教育管理費は、社会教育指導員等13人、社会教育委員16人の報酬及び職員16人分の給与費等でございます。

187ページをお開きください。

社会教育振興費は、PTA連合会運営補助金ほか2件でございます。青少年対策費は、青少年教育指導員4人及び少年愛護委員延べ177人分の報酬、青少年フレッシュ体験事業業務委託ほか4件、青少年育成市民会議運営補助金ほか1件が主なものでございます。

次に、191ページをお開きください。

10款5項3目公民館費の支出済み額は1億4,894万9,790円です。中央公民館費は、職員3人分の給与費等、中央公民館・中央図書館清掃業務委託ほか15件、中央公民館・中央図書館電灯動力設備改修工事ほか2件が主なものでございます。地域公民館費は、行政事務嘱託員等6人の報酬、樋脇・東郷公民館管理清掃業務委託ほか31件、東郷公民館非常灯・誘導灯取りかえ工事ほか8件が主なものでございます。

次に、201ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費でございます。備考欄には記載がありませんが、台風24号に伴う、里公民館テレビ受信設備修繕ほか2件の31万7,919円を修繕費として執行しております。

以上、説明しました歳出執行に当たり、50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明をいたします。

別冊資料の50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。資料の5ページをお開きください。

本課における50万円以上の節間流用は、47-1と2の2件でございます。入来公民館事務室のエアコンが故障し使用不能となり、早急に対応する必要があったため、事項、中央公民館費の報償費から7万円、地域公民館費の報償費から6万円の計13万円と、中央公民館費の需用費、光熱水費から40万円、地域公民館費の需用費、光熱水費から29万9,000円の計69万9,000円、合計82万9,000円を地域公民館費の需用費修繕料に予算流用し、執行したものと

でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

決算書の23ページをお開きください。社会教育課分の収入未済はございません。

14款1項7目教育使用料4節社会教育使用料、社会教育課分につきましては、電柱等の行政財産使用料及び中央公民館及び地域公民館の施設使用料でございます。

次に、29ページをお開きください。

14款2項7目教育手数料1節教育手数料は、工事施工証明手数料1件分でございます。

次に、45ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金4節社会教育費補助金、社会教育課分は、鹿児島地域塾推進事業補助金で、平佐東地区で実施している放課後子ども教室事業に伴う補助金でございます。

次に、51ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入でございます。社会教育課分は、備考欄真ん中より下になります。中央公民館の自動販売機設置に係る貸地料でございます。

次に、71ページをお開きください。

21款5項4目雑入につきましては、備考欄の下から次のページの備考欄上段に記載がございます。電気・水道料実費収入金、市民大学講座受講料、青少年フレッシュ体験事業参加負担金などが主なものでございます。

次に、財産に関する調書のうち、社会教育課分の大内田集会所及び岩下集会所2件の減につきましては、361ページに記載がございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）附属書の160ページに、地域公民館の管理ということで7,000万円ほど決算額が計上されています。それこそ地域の公民館というのは、もう老朽化がひどくて、今後管理されていく上で、とても厳しいものがあるんじゃないかと考えています。そういうときに長寿寿命計画などに基づいて、管理されていくと思うんですが、これまでいろんな修理をお願いしますとかいうことが結構寄せられていると思うんですよ。そういうのに対する対応というのはどうなっているか、今後どうされるか、概略でよろしい

ですのでお答えいただきたいと思います。

○社会教育課長（橋口公男） 今委員のほうからもございましたように、かなりどの公民館も老朽化が進んでおまして、今回、先ほど流用で説明いたしましたように、例えば、エアコンが急に動かなくなったという場合もあります、そういう場合は、できるだけ執行状況を見ながら早急に対応できるような体制でしたいと思います。昨年度、施設の長寿命化の保全計画というのを策定いたしました、令和2年度から11年間にわたる計画を作成いたしました。それに基づいて、緊急性の高いものから順次、設備のほうの補修等をやりたいというふうに考えております。

○委員（瀬尾和敬） 余り自分のところを言いたくはないんですが、祁答院公民館の調理室が、ガスの配管がままならないという状況で、つまり調理室がもう調理室として使われていなくて、物置き状態になっていると。何とか修理していただければ、もっと人の集まる場、それから、いろんな自主講座等が開催する場になるんじゃないかという声があって、相談申し上げていたことがあるんですが、こういうものについては、長寿命化計画の中ではどのあたりにランクされるものなんですか。

○社会教育課長（橋口公男） 長寿命化のほうでは、今のところは祁答院のほうの調理の関係は出てきていない状況です。今お願いしているのは、近隣の施設を使っていただいて、調理等についてはお願いをしているところでして、公共施設の再配置の関係等も見ながら、そこは判断していかないといけないというふうに考えております。

○委員（瀬尾和敬） いろんなそういう要望とかあると思いますが、例えば、近隣の施設を使っているというのはよくわかっているんですけど、ただ、近隣の施設でただ料理をつくるというだけのものではなくて、みんなが集まって、例えば、料理の講習会をすとか、いろんながありますよね。男の料理教室をすとか、いろんな講座につながっていくものだと思います。ただつくればいいんだよとかいうものではない、公民館に行ってやるとかいうのがやっぱり大事なことであって、ここで、今ここに載っている公民館の利用状況とかを見ると、もっとこれをふやしていくとかいいのではないかと思いますので、その長寿命化計画に

のっとなって、できるだけ前倒しをされながら取り組んでいただきたいと希望したいと思います。

○委員（落口久光） 附属書の156ページにある各種教育活動の充実という項目の部分で、特に親御さん等への教育というか、何かそういう場をとという形になっていて、多分ここのほうに、下のほうの表に人数も書いてあるんですけど、実際の生徒数もしくは世帯数からいったときに、参加率は何%ぐらいなのかなど。多分出てこれの方が結構もう限定された方しか出てこないのかなという気がしているんですけど、それが何%ぐらいで、これをやっぱりある程度上げていく動きをしていかないと、家庭教育のほうにもやっぱりちょっと力を入れていかないといけない時代になっている中であって、それが浸透しないんじゃないかなと思うんですけど、その辺の把握状況を教えていただきたいのと、中身がどういうものを行っているのかというのを、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○社会教育課長（橋口公男） おっしゃるとおり、家庭教育については、重要性がかなり高まってきているというふうに認識をしております。それぞれの学校に家庭教育学級を設置してくださいということでお願いをしております。世帯数、保護者数が多い大規模校などについては、全員が家庭教育学級に入るということはできないものですから、ある限られた方が家庭教育学級に入って、それぞれ学習をしていただいているということになります。割合からいうと、全体では半分はないと思います。実際この家庭教育学級について、学校に行って学習とかされている方ですね。毎年その方々は変わっていきますので、年次ごとに違う方が出てきていただいているというふうには認識はしております。

中身は、それぞれの学校で企画していただいている部分があるんですけども、基本的な家庭教育、しつけ等に関する学習であったり、子どもとともに行う体験型の親子交流等、それから、父親の家庭教育の参加を更に進めるというようなことも、それぞれ学校ではやっております。市全体で行う講演会等もありますので、そこでは、例えば、SNSの危険性というようなことも保護者の方には学習していただきたいという思いで、そういうこともやっているところでございます。

○委員（落口久光）もうあえてハードルの高い課題というのもあるんですけど、ちょっと要望としては、やっぱり今、昔からもだったんですけど、特に最近、もう全てのしつけを学校にとというのがもうすごく強いので、そういう意味では、特に来られない方をいかに、年に1回でも、子どもさんがいる間の中で1回でもいいので、やっぱりそういう場に出ていただいて、その重要性を認識していただくというのは、すごく大事だと思いますので、中身もよく精査していただいて、少しでも充実した家庭教育、家と学校がちゃんとスクラムを組めるような関係をつくれるように、またいろんな知恵を出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望です。

○委員（井上勝博）駐車場のことで、民間の駐車場を借りたりしているんですが、決算の中では、それについての、例えば借用料とか、そういうものがどういう形になっているのかということ。それと、中央公民館のホールの音響が改善されたとは思っているんですが、かなり老朽していて、以前はもうマイクに雑音が入って大変だったんですが、今その辺については、備品類などはきちんと整備されているということで、よろしいですか。

○社会教育課長（橋口公男）駐車場につきましては、おっしゃるとおり、大ホールを使ったりする場合に非常に狭いということがあります。今の市のほうでは、周辺に正式な中央公民館の敷地内に64台、借地で民間の方からその周辺、借り上げをしている部分がありまして、それで48台、合計112台分確保しているところでございます。また、土曜・日曜のイベント等につきましては、川内合同庁舎を、あのハローワークのある建物の周辺を77台分程度お借りすることでお願いをしているところであります。民間の駐車場の借用料につきましては、決算書の191ページの公民館費、使用料及び賃借料のところに出てきているところでございます。

ホールの機材につきましては、今のところは、いろいろ団体が利用されておりますけれども、特に支障はないというふうに考えております。

○委員（井上勝博）駐車場については借り上げをされているということなんですが、例えば、イベントがあったときにお願いで一日借りるとか、そういう形でやっているんですか。

○社会教育課長（橋口公男）年間を通して48台分を借り上げをしております。川内合同庁舎は、イベントのたびにお借りしているという状況です。

○委員（杉藺道朗）ちょっと確認の意味で教えていただきたいんですけども、中央公民館の中にNHKの受信料契約をしているテレビが現在何台あるのか、まずちょっとそこを教えてくださいませんか。

○社会教育課長（橋口公男）2台ございます。

○委員（杉藺道朗）なぜお聞きしたかといいますと、会議室の中にアナログのテレビが、古いテレビが1台残っている。抹消をされていない状況で残っているんですね。あるんです。当然そのテレビについては、もう受信料契約はなされていないんだろうなというふうに思うんですけども、万が一使っていないテレビにおいて、まだ契約がそのまま生きているような状況下があれば、これはちょっと改善の余地があるのかなと思ってお聞きしたんです。既にもう多分使われないと思いますので、早急に、いわゆるリサイクルするなり、処理するなり、いつまでも会議室にあるのが少し目につくものですから。いや、使っていますよということであれば、単純にDVDプレーヤーもしくはビデオのそういう再生用で使っていますよというふうになっているのか、そこらあたりがちょっと見えなくて、もう画面もちょっと横のほうにずらした形で置いてあったものですから、会議室使用するとき気になるところでありますので、そこらあたりはしっかりまた精査されて対応されたほうがいいのかなと。受信料を無駄に払っているということじゃないですけども、生きているのであればどうかなという思いがあったものですから、ここでちょっとお聞きをしたかったところなんですけど、現状はいかがでしょうか。

○社会教育課長（橋口公男）受信料をお支払いしている2台は、和室とロビーのところにあるテレビでございます。今おっしゃる分については、受信料等は支払いはしていない状況です。ちょっと確認をして、使用をもうしないということであれば、処分をする方向で考えたいと思います。

○委員（川添公貴）10款5項1目、青少年対策費についてなんですけど、ここに成果等が示されているんですけど、少年愛護センター事

業について、この成果はどうだったのか。特別補導、常時補導とかということで、補導件数が何件あったのか。その補導に対する対応はどのようにされたのかということ。それから、少年悩み相談等が6件、それに対して訪問が1件だったと思うんですが、解決に至った事案、全てそういう事案になったのかということ。それをお聞かせ願いたい。安全パトロールについてはいいんですけど、常時補導、特別補導、夜間街頭補導、定期補導ということであるんで、それ全てについて実績をお示しいただきたい。それと、その結果ですね。とりあえずそれをお願いします。

○社会教育課長（橋口公男） 悩み相談につきましては、昨年の実績が7件というふうになっております。それから、街頭補導の関係につきましては、ちょっとしばらくお待ちください。常時街頭補導というのは、子どもたちの下校時間に合わせて、平日は毎日やっております。特別街頭補導というのは、夏休みとか冬休みの長期休業中に地域の少年愛護委員と一緒に青パトで補導活動をやっているということになります。夏休みは、おおむね20日程度やっております。夜間街頭補導につきましても、月に1回実施をしているということです。朝のパトロールも、同じく月に1回やっているという状況になります。回数で申し上げますと、防犯パトロールの実施日数が224日、延べ250回というふうになっております。

○委員（川添公貴） いや、月曜日から金曜日まで市内6コース巡回と今おっしゃったことは書いてある。これをすることによって何名の補導があったのか。仮にあったとするならば、それをどのように対応したのか。そこが事業の根本でしょう。だから、そこを教えてください。

それから、今、常時補導の中で下校時間に補導ということであれば、多分巡回パトロールだと思うんですけど。この時間帯に補導をかけるということは、経費の無駄ですよ。補導するんであれば、夏場であれば6時から7時、8時、9時、この時間帯にやるべきだと思います。そこの部分をもう一回回答いただきたい。この予算を使われているのが、合計で1,500万円ですよ。いろんな事業に使うんだけど。だから、それなりの成果が上がっていくべきだろうと思うんで、そこ辺の数字をもう一回教えてくださいと思います。

根拠は、青少年健全育成会議がありますよね、市民会議が。その中で触法犯、粗暴犯、この数字が結構出てきているんですよ。近年伸びてきているんですよ、当時よりは減ってきているんですけど。だから、その成果がここにあらわれているかどうかをお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（橋口公男） 通常の特別街頭補導とかいう、補導という言葉を使っているんですけども、この場合の補導というのは、見回りということになります。年に1回、鹿児島県の合庁のほうと一緒に店舗等の見回り、補導をやるということもございます。それにつきましては、昨年でいうと、済いません、人数ですけども、一人補導しているというのが平成30年度では実績が上がってきております。基本的には青パトでのパトロールということで、どちらかという子どもたちの見守りに近いというふうに考えております。

○委員（川添公貴） 申しわけないですね。その育成会議に出るもんだから、その数字が頭の中にあるんでお聞きしただけのことで、であれば、これ補導というんじゃなくて、名称を変えて、見守り活動とか巡回パトロールとかに変えられたほうがいいですね。補導というのは、捕まえるということですからね。だから、まずそこを来年度以降は直されたほうがいいのかと思います。逮捕の権限は御存じだと思うんで、あえて言う必要はないんですけど、現行犯であれば何人たりとも逮捕できるんであって、ただし、15歳以下に関しては、特別な少年法という法律にかかるんで、そこは警察と連携しなきゃいけないと思うんです。もらった資料の中でふえてきているもんだから、今後パトロールとかという回数をふやすためにも、予算をもうちょっとふやすとかいう方向性を検討されたらどうかと思います。というのは、薩摩川内市、北薩全てで伸びてきているんで、この件数を踏まえて、まだここには出てきていないんですけど、来年度以降の予算を若干もうちょっとふやして、子どもたちを見守る体制をもっとやってほしいと思います。限られた予算の中で一生懸命やっているとらっしゃるとは思うんですけど、もうちょっとふやしてほしいと思います。というのは、これから、ネットポリスって御存じですよ。ネット犯罪が多くて、どうしても警察との連携を密にとらない

と、少年のもう非行防止等を図れない状況にあるんです。ですから、この結果を見た上で、来年度以降はそこ辺の予算もしっかりと確保されて、例えば、警察の連携要員とか、そういう方もふやしてネット上の犯罪を防止するとか、それを発見することによって未然に防止ができるわけなので、そのような方向性を考えてみていただけないだろうかということなんです。予算的には、財政課も子どものためであれば幾らでも出すと思います。ここに来ていないから言いますが、そこら辺はしっかりとやはり数字が上がってきているという状況を踏まえると、やっていくべきだろうと思うんです。どう考えていらっしゃいますか。

○教育部長（宮里敏郎） 青少年の犯罪防止の分については、事前の声かけとか、今あったように見守り活動というのが非常に有効だというのは思っていますし、そのために、この少年愛護センターの活動というのは非常に重要だということは認識しております。今、川添委員のほうからありましたけども、今後この愛護センターの活動状況についてを、もう少し我々のほうでもしっかりと検証をして、必要があれば、この予算の増額等についても検討をしていく必要があるというふうに考えておりますので、もう少しこの内容をじっくり検証してみたいというふうに思っております。

○委員（川添公貴） ぜひそうしていただきたい。というのは、子どもたちの形態、動きが、昔はどこにいるというのがわかっていたんです。パトロールするのにわかっていたんです。この子はどこにいる、この時間帯は。今全くわかりません。5時、6時巡回パトロールをしたときも、子どもは一人も見かけません。一人も。昔はわかっていたんです。だから、そのように変わってきているので、やはり今部長がおっしゃったように、今課長も考えていらっしゃると思うんですが、実態を見て、やはり予算をふやして、しっかりと見守っていく体制が必要なのかなと思います。ぜひそのような方向でお願いしたいと思います。ほかの補助金を削らないように。これは言っておきますからね。お願いしたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めま

す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次） 次は、中央図書館の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎） では、中央図書館の決算の概要について説明いたします。

決算附属書の162ページをごらんください。

主要施策の成果につきまして、1、図書館の管理・運営に関することでは、市民に親しまれ、市民生活に役立つ図書館づくりを目指して、利用者目線に立った図書資料の整備、充実及び市民生活の課題に対応した館内展示に努め、お話し会等の読書推進活動に積極的に取り組みました。

このほか、移動図書館車による巡回サービス、各地域分館との連携、インターネットの活用等により、市内全域での図書館サービスの提供に努めてまいりました。

また、参加型学習活動として、小学生参加によるビブリオバトルにも取り組み、普及・啓発活動に取り組んだところでございます。

図書館の入館者につきましては、全体で12万4,931人となっております。これは減少傾向にあります。このことにつきましては、若者のインターネットやスマートフォン等による情報収集により、図書資料の利用というのが減少してきたことが主な原因ではないかというふうに考えております。

次に、163ページになります。

2の視聴覚ライブラリーの管理・運営に関することにおきましては、視聴覚教育の振興のため、所有する機材・教材の適正な維持管理や貸し出し、おでかけ図書館等の開催等による利用促進を図るとともに、シニア向けスマートフォン講座のほか、各種講座等を開催し、視聴覚教育の知識普及に努めたところでございます。

○委員長（徳永武次） 次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠）まず、歳出から説明いたしますので、決算書の191ページをお開きください。

10款5項4目図書館費は、支出済み額8,495万8,590円であります。備考欄をごらんください。事項、図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費で、主な支出の内容は、図書館協議会の委員及び嘱託員の報酬、職員給与、委託料には図書館の貸し出し等に係るシステムの補修委託と中央図書館窓口業務委託で、前年度と比較しまして増加しましたのは、平成30年度より公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社への委託等の業務の人件費分が、財産活用推進課が支出しておりました運営補助金から、各課所管の委託に振りかえられたことによるものでございます。このほか、支出として、図書館建屋の維持管理経費、めくっていただきまして、193ページになります。備品購入費では、一般図書、児童図書と県図書協会等の負担金などであります。

なお、全く執行のない節はございませんでした。

次は、下の段の5目視聴覚ライブラリー費で、支出済み額68万7,304円であります。備考欄をごらんください。事項、視聴覚ライブラリー費は、ライブラリーの管理運営に係る経費で、主な支出の内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員の報酬、視聴覚機材・教材の購入費、県視聴覚教育連盟への負担金等であります。

なお、全く支出のない節が8節報償費で、視聴覚教育メディア研修会講師謝金を予算措置しておりましたが、講師を県の視聴覚連盟の職員に依頼したために、支出をしなくてもよくなったものであります。

次に、歳入について説明いたします。

まず、図書館分の収入未済はございませんでした。

決算書の55ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金1節教育費寄附金のうち、中央図書館分は、備考欄の米印の上から五つ目の図書館費寄附金で、内訳は、平成12年から毎年継続していただいております、薩摩川内ロータリークラブ様からの寄附金でございます。寄附者の御意向に沿って図書の購入に充てております。

次に、59ページをお開きください。

21款5項2目弁償金1節弁償金のうち、中央図書館分は、備考欄の米印の二つ目の図書館資料の紛失に伴う弁償金を受け入れたものでございます。

次に、73ページをお開きください。

21款5項4目雑入1節雑入のうち、中央図書館分は、備考欄の下から三つ目の米印の郷土史等販売収入金と中央図書館に設置のコイン式コピー機の実費収入金であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）まず1点質問させていただきます。中央図書館における蔵書のうち、例えば、不正持ち出しであったり等々で発生している不明図書というのは、どれぐらい年度単位であるのでしょうか。

○中央図書館長（山口 誠）毎年6月に蔵書点検を実施しておりますが、その段階で、本年度で不明本というのが591冊ございました。

○委員（坂口健太）毎年新規の蔵書購入に予算が、薩摩川内市は特に多くの予算が割かれていると私は認識しているんですが、そういう形で不明図書が発生して、数年間たつと除籍されると思うんですが、不明本についても、これまで計上された予算の中から購入された本市の財産であると考えますので、不明本対策についても取り組まれたいと御意見を申し上げておきたいと思っております。

○中央図書館長（山口 誠）今ありましたように、毎年約8,000冊の購入と寄贈本があります。そのうち、今あった2年を経過したものについては、不明本ということで処分をしていく形もっておりますので、基本的に薩摩川内市内で大体26万冊ぐらいが妥当な数字じゃないかということでこちらで思っています。それになるように、例えば、古くなった本、天気情報とか新しい情報によって、書きかえられていくような古くなった情報の本については、随時整理していきたいということで考えております。

○委員（落口久光）貸し出しの図書の種類というか、ジャンルというか、中身で、一昔前と今とで結構傾向変わっているもんなのかなという気がするんですけど、これも先ほどちょっと購入図書

につながるかもしれないですけど、子どもの教育のところ、結構中身が変わってきていますよね。あと、子どものいろんな性格であったりとか、動態とかいうのもちょっと変わりつつあるので、その中でやっぱりちょっと昔の教育のほうがよくあったのかなという気もしているんですよ。そういう中で、図書の観点からそっちのほうをもう一回リセットというか、もうちょっと軌道修正できる可能性があるのかないのかいうところで、ちょっとその傾向が変わってきているのかどうかいうのをちょっとわかれば、参考までに教えていただきたいなと思います。

済みません。購入図書とか、整備の内容についてお願いします。

○中央図書館長（山口 誠）済みません。ジャンルごとの購入図書の振り分けというのはちょっと把握しておりませんが、図書館の資料の所蔵の状況でいきますと、現在、社会科学であるとか自然科学、それと、文学がやっぱり多いと。高校生・中学生の読み物としてライトノベルズとか、小説みたいな漫画みたいなのがよく読まれるようになりまして、以前から文学というのは所蔵が多いんですが、そういう形で、要望に応じて図書館のほうも本を準備しているつもりでありますので、傾向としては、そういう分類が読まれているのが多いというふうに考えております。

あと、済みません。それと、図書館としまして特設コーナーを準備しておりまして、その中で子育ての支援であったりとか、就職の支援とか介護の支援、そういうエネルギーコーナーとかいうコーナーも設けて、市民の要望に応じた形で本をそろえておりますので、そういう要望は高いということで認識しております。

○委員（坂口健太）また異なる観点から質問させていただきたいと思います。視聴覚ライブラリー費についてなんですが、財政運営プログラムの中でも、視聴覚ライブラリーの整備については縮小の方針が示されていて、段階的な縮減に取り組まれていると思うんですが、現在の決算額含め、今後どのような方向性で、どれぐらいの額で視聴覚ライブラリーを運営していこうとお考えか、お示しいただければと思います。

○中央図書館長（山口 誠）視聴覚ライブラリーにつきましては、今、坂口委員のほうからあ

りましたように、財政運営プログラムにおいては縮小の方向ということですが、現場としましては、なるべく頑張って現状維持、それと、既存の大事な16ミリフィルムであるとか、財産として持っています機材・教材を有効に活用できるように頑張って努力は続けていきたいと思っていますので、予算については、また別途検討していきたいと思いますが、今ある、今持っている機材・教材・備品等をうまく利用していきたいなということで考えております。

○委員（坂口健太）答弁いただきました。確かに貴重なコンテンツ等をお持ちであられると思いますので、経費的には縮小の方向性が示されていると思うんですが、現在、お持ちのコンテンツだったり、今後の整備充実に取り組まれないと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）少年自然の家の決算概要について説明いたします。

決算附属書の161ページをお開きください。

主要施策の成果でございます。

1の少年自然の家運営及び施設の維持管理におきましては、利用者の安全性向上を図るため、庁舎警備、浄化槽管理などの業務委託を実施するとともに、冒険の森「紫尾の山越え」の修繕を行いました。

2の少年自然の家事業におきましては、夏・冬のアドベンチャー事業、てらやまんち森の学校、ファミリー自然体験隊等の主催事業を実施し、また、一般成人向けの生涯学習を支援する事業とし

て、てらやまんちほっとサロンの実施や、地域青少年健全育成指導者の指導力向上を目指した地域指導者養成講座などを実施いたしました。

平成30年度の利用団体数は354団体、利用者人員につきましては、3万7,446人となりました。利用者数につきましては、前年度と比較し減少しておりますけれども、これは台風や大雨等の理由により、予約のキャンセルがあったことによるものでございます。今後も地域に親しまれる地域施設づくりに努めてまいりたいと思っております。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）歳出について御説明申し上げます。

決算書の193ページをごらんください。

6目少年自然の家費の支出済み額は1億97万2,979円でございます。

歳出の概要につきましては、194ページの備考欄に従い御説明申し上げます。

少年自然の家管理費につきましては、施設の管理に係る人件費、庁舎清掃作業等の委託料、備品購入、維持補修にかかわる修繕料が主なものです。

また、少年自然の家事業費につきましては、主催事業に係る食糧費、使用料及び賃借料が主なものです。

不用額が50万円を超えるものとしては、職員手当等がありました。

全く執行していないものはございません。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

決算書の23ページをお開きください。

7目教育使用料4節社会教育使用料の中の少年自然の家使用料の収入がございました。また、行政財産使用料は、NTTドコモ携帯電話中継局及び食堂カストルの自動販売機、九州電力の本柱・支柱の設置使用料でございます。

続いて、51ページをごらんください。

1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の中の少年自然の家貸家料の収入は、自動販売機設置分でございます。

続いて、55ページをごらんください。

8目教育費寄附金1教育費寄附金、社会教育費寄附金といたしまして、寄附金がございました。寄附金の内容は、株式会社技建様から青少年の健

全育成のためにということで、モトクロス自転車23台を購入いたしました。

73ページをごらんください。

4目雑入1節雑入といたしまして、アドベンチャー等参加実費徴収金、電気料実費収入金、コピー代実費収入金の収入がございました。

なお、この電気料は、自動販売機、食堂、携帯電話中継機電気代の実費収入金でございます。

収入未済額はございません。

50万円以上の節間流用については、ありませんでした。また、予備費充用についてもありませんでした。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）では、まず、教育総務課における決算の概要について説明いたします。

決算附属書の148ページをお開きください。

主要施策の成果でございます。

1、教育委員会の開催等では、定例会12回と臨時会1回の計13回を実施いたしました。

2、施設等の計画的維持管理におきましては、平成30年度末をもって東郷中学校、東郷小学校を閉校いたしました。

また、平成31年4月の東郷学園義務教育学校開校に向けて、学校と調整しながら準備を行ったところでございます。この結果、ことし4月における学校数は、小学校が26校、中学校が1休校を含む13校、義務教育学校が1校となりました。

また、平成29年度に閉校いたしました学校の電気・水道設備の切りかえ工事や遊具施設の撤去

を行いました。

教職員住宅の管理におきましては、鹿島・陽成地区の老朽化した住宅を解体したほか、ブロック塀の撤去等を行いました。

149ページになります。

3、社会の変化に対応した教育の推進においては、各小学校のパソコン室にタブレットパソコンを導入するとともに、普通教室のパソコンを更新し、ICT関連機器の環境整備を行いました。

4、奨学金制度では、特別奨学資金を30名に支給したほか、1名に対し奨学資金の貸し付けを行っております。また、特別奨学資金を充実するために、基金への積み立てを行いました。

次が、150ページになります。

5、離島高校生修学支援事業では、離島を離れて高校に進学した高校生57名の保護者の経済的支援を実施しております。

6、漁村留学制度では、鹿島地域ウミネコ留学生として12名の児童を受け入れ、地元児童との相互交流を行いました。11月からは1名減となり、11名となっております。

151ページになります。

7、児童生徒の就学援助等では、経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し就学援助をしたほか、遠距離通学費及び修学旅行補助金の助成を行いました。また、小・中学校の統廃合に伴いスクールバスの運行を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めました。現在の小・中学校スクールバス運行状況については、表に記載のとおりでございます。

8、就園援助体制等の充実では、幼稚園の統廃合に伴い幼稚園スクールバスを運行し、保護者の経済的負担の軽減に努めたところでございます。

次に、学校施設整備室の決算概要について説明いたします。

決算附属書の152ページからになります。

1、学校施設の整備計画では、学校・幼稚園施設の効率的かつ円滑な整備を計画的に進めるために、学校施設長寿命化計画を策定いたしました。

2、学校施設の維持管理では、幼稚園・小学校・中学校の維持管理に係る修繕及び管理業務委託を実施いたしました。

3、校舎等の計画的整備・充実において、

(1)の小中一貫校整備事業では、東郷地域の小

中一貫校東郷学園義務教育学校の整備に係る校舎等の新築工事及び引越し業務委託等を実施いたしました。

(2)の小学校諸施設整備事業では、小学校26校の普通教室に空調設備を実施するための設計業務委託や、平佐西小の普通教室天井落下防止工事等を実施いたしました。

(3)の中学校諸施設整備事業では、中学校12校の普通教室に空調設備を実施するための設計業務委託や、川内北中プール西側ブロック塀取りかえ工事等を実施いたしました。

(4)の幼稚園諸施設整備事業では、かこの幼稚園プール埋め戻し工事等を実施いたしました。

4、災害対応による整備におきましては、海陽中学校法面排水施設災害復旧工事等を実施したところでございます。

次に、学校教育課の決算概要について説明いたします。

附属書の153ページからになります。

主要施策の成果では、豊かな人間性を育む学習環境と義務教育の充実において、小中一貫教育推進事業について、市内全13中学校区で小学校英語教育の充実やふるさと・コミュニケーション科の充実等に取り組みました。

また、外国語指導助手7名を市内小・中学校に派遣し、語学指導及び英語授業の改善・活性化を図りました。

英語力向上プラン事業として、市内中学校の英語技能検定試験の検定料を負担するとともに、英語サマーキャンプ等を実施し、薩摩川内市元気塾事業におきましては、卒業生や著名人による講演会等を108回開催いたしました。

小学生4年生を対象にしている甌アイランドウォッチング事業では、16校が実施し、824名の児童が上甌島を訪問しております。

154ページになります。

2、教育相談体制の充実におきましては、児童生徒の心の悩み等や不登校対策に対する相談体制の充実と機能強化を図るため、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーなど高度な専門的知識と経験を有する相談員を配置いたしました。

また、子どものサポート体制事業として、スマイルルームの運営も行っております。

155ページになります。

幼児教育の充実では、認可保育所のない甌島地域の4公立幼稚園で、子育て支援を図るために預かり保育を実施しております。

4、児童生徒等の健康管理及び体育的活動の充実におきましては、健康診断等の実施による健康管理体制の充実と、各種大会等を通じた児童生徒の体力向上を図ったほか、児童生徒の災害に係る日本スポーツ振興センター共済給付金の給付を行いました。

5、学校給食の管理及び充実においては、

(1) 学校給食の充実では、学校給食センター5施設において、栄養豊かな安全・安心でおいしい学校給食を市内の幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒等、約9,400人に提供するとともに、(2) 施設設備の整備におきましては、備品関係として、空調冷却器、食品配送車両、ガス立体炊飯器等の購入を行ったところでございます。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）教育総務課と学校施設整備室について、決算内容について説明を申し上げます。

初めに、教育総務課の歳出から御説明申し上げます。

決算書の173ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費の支出済み額は269万902円です。内訳は、備考欄中、事項、教育委員会費は、教育委員4人分の報酬と教育委員の各種会議等出席に伴います旅費等が主なものです。

次に、2目事務局費の支出済み額は5億1,354万1,872円のうち、教育総務課分は5億585万682円です。備考欄、事項、事務局管理費の主な支出は、学校司書補業務嘱託員25人の報酬、行政事務嘱託員報酬4人、次のページになります。備考欄、文書送達業務嘱託員報酬、教育委員会事務局職員47人の人件費及び川内地域学校ごみ収集業務委託ほか42件の委託業務、旧陽成小学校給水装置改修工事ほか16件の工事、全国都市教育長協議会負担金ほか9件の負担金、学校教育施設整備基金積立金は、旧高城西中、旧南瀬小、旧山田小の財産処分用途廃止に伴う文科省の処分条件といたしまして、有償貸付け分について、貸付料から国庫補助返納相当分

を基金として積み立てを行った分であります。

事項、小学育英事業費の主な支出は、市内高校生のうち、特別奨学資金支給対象者として30人に奨学資金を支給したほか、特別奨学基金に積み立てを行った分です。

3目教育振興費の支出済み額25億1,866万3,045円のうち、教育総務課分は1,888万5,428円です。事項、教育育成費の教育総務課分は、離島高校生修学支援費で、甌島から本土高校に進学した高校生の自宅以外に居住する生徒の居住費の一部を支援するもので、対象者57人に支給しております。

次に、177ページをお開きください。

中ほどであります。備考欄、事項、漁村留学制度事業費、これは鹿島町のウミネコ留学制度に要するもので、ウミネコ留学制度業務委託が主なものです。10人の児童生徒が鹿島町に留学し、交流体験しました。

次に、179ページをお開きください。

4目教職員住宅管理費の支出済み額は4,171万1,231円で、事項、教職員住宅管理費の主な支出は、教職員住宅171戸の管理及び維持補修に係る経費で、教職員住宅管理業務委託、鹿島教職員住宅6号解体工事のほか7件の工事です。

次に、2項小学校費1目小学校管理費の支出済み額3億5,721万8,507円のうち、教育総務課分は3億2,715万3,948円です。備考欄、事項、小学校管理費の主な支出は、小学校27校の管理運営維持補修に要する経費で、学校用務嘱託員10人及び学校主事17人の人件費、学校施設の光熱水費、施設修繕、川内地域小学校浄化槽維持管理業務ほか43件の委託業務や補修用原材料・備品購入費、県学校図書館協議会負担金等であります。

次に、181ページをお開きください。

2目小学校教育振興費は、支出済み額2億3,278万1,948円で、備考欄、事項、小学校教材備品整備費は、小学校の教材整備、事項、小学校理振法備品整備費は、理科振興法に基づき理科・算数の備品の購入を、事項、小学校補助費は、スクールバス等運転業務嘱託員4人の報酬、スクールバス運行管理業務委託、886人の児童への就学援助費を支給したほか、125人の特別

支援教育就学奨励費を、42人に遠距離児童通学費の給付などが主なものです。事項、小学校近代教育設備費は、各小学校のネットワークの配線調査及び台帳業務ほか5件の委託を行ったほか、平佐西小学校LAN配線工事ほか3件の工事、備品購入費では、小学校27校の普通教室にノートパソコン92台と、小学校7校のパソコン室に179台を購入いたしました。

同じく181ページから183ページにかけてですが、3項中学校費1目中学校管理費の支出済み額2億479万643円で、うち教育総務課分は決算額1億8,736万8,982円です。事項、中学校管理費の主な支出は、休校中の鹿島中を含めた中学校14校の管理運営及び維持補修に要する経費で、学校用務嘱託員4人及び学校主事9人の人件費、学校施設の光熱水費、施設修繕・維持管理業務委託や補修用原材料、備品購入費、県学校図書館協議会負担金等であります。

次に、2目中学校教育振興費の支出済み額は1億2,454万1,544円です。事項、中学校教材備品整備費は中学校の教材整備、事項、中学校理振法備品整備費は、理科振興法に基づき理科備品の購入を、事項、中学校補助費は、スクールバス等運転業務嘱託員6人の報酬、川内中央中学校スクールバス運転業務ほか1件の業務委託を行ったほか、甌島の生徒の修学旅行の助成をする修学旅行補助金の給付や、467人の生徒への就学援助費を支給したほか、42人に特別支援教育就学奨励費を給付し、88人の遠距離生徒通学費を給付したことが主なものです。事項、中学校近代教育設備費は、教育用情報機器サポート業務委託ほか5件の業務委託のほか、入来中学校LAN配線工事ほか2件の工事、備品購入費では、中学校12校の普通教室にノートパソコン50台を、中学校1校のパソコン室にパソコン41台を購入しております。

次に、185ページをお願いします。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費の支出済み額2億4,798万3,620円のうち、教育総務課分は2億4,434万1,589円です。備考欄、事項、幼稚園管理費は、幼稚園12園の管理運営及び維持補修に要する経費で、幼稚園業務嘱託員と養護教諭業務嘱託員13人の報酬、幼稚園教諭26人の人件費、光熱水費、幼稚園消防設備保守

点検業務委託ほか10件の委託のほか、鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会費及び全国・九州国公立幼稚園・こども園会負担金ほか2件などが主なものです。

次に、2目幼稚園教育振興費の支出済み額は1,544万2,418円で、うち教育総務課分は1,224万9,900円です。備考欄、事項、幼稚園補助費は、入来幼稚園スクールバス運行業務委託ほか3件の委託が主なものです。

次に、199ページをお開きください。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費2目現年単独文教施設災害復旧費の教育総務課分は、川内北中学校台風24号倒木伐採業務委託ほか3件によるものです。

次に、201ページをお願いします。

4項その他公用・公共施設災害復旧費1目現年公用・公共施設災害復旧費の支出済み額2,652万1,499円のうち、備考欄、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費の教育総務課分は、備考欄、東郷幼稚園台風25号倒木撤去業務委託によるものです。

続いて、歳入について説明いたします。

決算書の23ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項使用料7目教育使用料で、教育総務課分は、1節小学校使用料、2節中学校使用料、3節幼稚園使用料で、小・中学校、幼稚園敷地内の九電柱、NTT柱の行政財産使用料が主なものであります。

次に、29ページをお願いします。

14款使用料及び手数料2項手数料7目教育手数料で、1節教育手数料の教育総務課分の諸証明手数料は、教職員住宅8軒分の車庫証明手数料です。

次に、35ページをお開きください。

15款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費補助金1節小学校補助金で、教育総務課分は、義務教育扶助費補助金が要保護及び特別支援学級に就学する児童の就学援助に対する補助金で、理科教育設備費補助金が小学校の理科学習設備、算数教育設備費補助金は小学校の算数機器等に要する補助金で、へき地教育整備補助金は、甌島の小学校修学旅行に要する経費のうち交通費、宿泊に対する補助金で、補助率は2分の1です。

2節中学校費補助金で教育総務課分は、義務教

育扶助費補助金が要保護及び特別支援学級に就学する生徒の就学援助に対する補助金で、理科教育設備費補助金が中学校の理科設備に対する補助金で、へき地教育設備補助金は甌島の生徒の修学旅行に要する経費の補助金で、補助率は2分の1です。

次に、6節教育総務費補助金の教育総務課分は、離島高校生修学支援費補助金で、甌島から本土高校に進学し、自宅以外に居住している生徒の居住等に係る経費の支出に対する補助金で、補助率は2分の1です。

次に、45ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金1節教育総務費補助金で、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、鹿島地域のウミネコ留学制度事業に係る分であり、補助率は10分の7です。

次に、49ページをお開きください。

16款県支出金3項県委託金7目県教育費委託金1節教育総務費委託金で、備考欄、教育総務課の権限移譲事務委託金は、県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務に関する権限移譲事務費分です。

次に、51ページをお開きください。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の教育総務課分の主なものは、教職員住宅借家料です。教職員住宅171件のうち、家賃収入は124戸であります。

次に、53ページをお願いします。

利子及び配当金1節利子及び配当金の教育総務課分は、学校施設整備基金と特別奨学基金、奨学資金貸付金から生じた利子収入です。

次に、55ページをお願いします。

18款寄附金1項寄附金8目教育費寄附金1節教育費寄附金のうち、教育総務課分は、小学校寄附金は個人から3人、1団体からよるもので、主に学校図書購入費に充当しております。中学校寄附金は個人3人と3団体からよるもので、寄附者の意向に従い、学校図書のほか、吹奏楽部の楽器購入、熱中症計の購入に充当しました。

次に、57ページをお開きください。

19款繰入金1項基金繰入金7目特別奨学基金繰入金は、特別奨学基金支給分で、同基金から一般会計に繰り入れ、特別奨学資金に充当しました。

次に、71ページをお開きください。

21款諸収入5項雑入4目雑入1節雑入のうち、教育総務課分の主なものは、嘱託員の雇用保険料個人掛金分のほか、学校屋内運動場電気料実費収入、太陽光発電余剰電力料など9件です。

続いて、財産に関する調書について説明いたします。

361ページをお開きください。

公有財産土地及び建物で、教育総務課所管は学校施設です。増減の内容として、小学校は、主には旧鳥丸小、旧山田小、旧南瀬小、旧藤川小の用地建物の所管の変更、そのほか、東郷学園義務教育学校建設敷地の地籍図を整理するために分筆、合筆などを行ったことによる土地の増減を行ったほか、新たに義務教育学校の区分を設け、その区分に同学園の土地建物の面積を記載しました。教職員住宅は、旧鳥丸小学校教職員住宅の所管がえを行ったほか、鹿島教職員住宅の解体などによる建物の減が主な要因です。

次に、基金について御説明いたします。

368ページをお開きください。

4、基金のうち、特定基金の教育総務課分は学校教育施設整備基金と特別奨学基金で、学校教育施設整備基金は、旧高城西中、旧南瀬小、旧山田小の財産処分用途廃止に伴う、文科省の処分条件としての有償貸し付け分の貸付料の国庫返納金相当分を基金として積み立てを行った分です。特別奨学基金は、寄附金と利息を積み立てまして、奨学育英事業費として特別奨学資金支給対象者30人に奨学資金を支給するため、基金を一部取り崩したものです。

次に、369ページをお開きください。

運用基金のうち、教育総務課分は奨学資金貸付基金で、減額は、鹿島町の返還免除者への給付と本人及び連帯保証人死亡に伴う返還金免除を行ったためであります。

次に、基金運用状況について説明申し上げます。

370ページをお開きください。

奨学資金貸付基金の平成30年度末現在高は2,608万3,000円で、平成30年度の運用状況は、前年度の繰り越し額738万7,400円と返還額359万9,000円の合計1,097万7,400円の範囲内において貸し付けを実施し、対象者一人に12万円を貸し付け、また、鹿島町の返還免除者に54万円を給付し、

利子収入65円を一般会計に振りかえたところです。

次のページ、371ページをお開きください。

4番、(4)の月別運用状況のところをごらんください。左から表3番目のところ、返還調定額537万3,700円に対する未返還金額は178万3,700円です。なお、平成30年度調定分の当該年度末返済額178万3,700円と過年度未返還額と合わせて、貸付基金返還期日到来分の未返還総額は584万7,700円です。

続きまして、学校施設整備室の分について御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

決算書の173ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の支出済み額5億1,354万1,872円のうち、学校施設整備室分は769万1,191円で、内訳は、175ページ備考欄中、薩摩川内市学校施設長寿命化計画策定業務委託に要したものです。

次に、175ページをお願いします。

3目教育振興費の支出済み額25億1,866万3,045円のうち、学校施設整備室分は23億5,282万4,414円です。内訳は、177ページ備考欄、事項、小中一貫校整備事業費で、平成31年4月に開校いたしました東郷学園義務教育学校建設に当たり、引越し業務委託を初め、ICT移設業務、空調設備の設計委託業務など15件の委託業務、管理中学校等を初めとする校舎等135件の建設工事、スマコミライト14基を初めとする45件の備品購入費などがあります。

次に、179ページをお願いします。

2項小学校費1目小学校管理費の支出済み額3億5,721万8,507円のうち、学校施設整備室分は3,006万4,559円です。内訳は、181ページの備考欄中、薩摩川内市学校施設管理業務委託ほか1件などです。

同じく181ページの3目小学校建設費の支出済み額は6,417万6,990円で、内訳は、事項、小学校諸施設整備事業費で、亀山小ほか25校の空調設備及び電源改修工事設計業務委託及び平佐西小普通教室天井落下防止工事ほか107件の工事を実施したものです。また、翌年

度繰り越し額の6億1,474万5,000円は、小学校空調設備設置事業に係る設計業務委託と空調設備及び電源改修工事並びに鹿島小学校屋内運動場床改修工事を平成31年度に繰り越したものです。

次に、事項、中学校費1目中学校管理費の支出済み額2億479万6433円のうち、学校施設整備室分は1,742万1,661円で、内訳は、183ページの備考欄にあります学校施設管理業務委託ほか1件を実施したものです。

次に、3目中学校建設費の支出済み額は1,844万8,564円で、内訳は、備考欄中、事項、中学校諸施設整備事業費で、川内北中ほか11校の空調設備及び電源改修設計業務委託及び北中のプール改修、西側ブロック塀の工事ほか30件の工事を実施したものです。また、翌年度繰り越し額の2億4,720万3,000円は、中学校空調設備設置事業に係る設計業務委託と、空調設備及び電源改修工事を平成31年度に繰り越したものです。

次に、185ページをお願いします。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費の支出済み額2億4,798万3,620円のうち、学校施設整備室分は369万2,031円です。内訳は、薩摩川内市施設管理業務委託ほか1件を実施したものです。

同じく185ページの3目幼稚園建設費の支出済み額は515万7,571円で、内訳は、事項、幼稚園諸施設整備事業費で、かのこ幼稚園プール埋め戻し工事ほか13件を実施したものであります。

次に、199ページをお願いします。

19款災害復旧費3項文教施設災害復旧費2目現年単独文教施設災害復旧事業費の支出済み額364万5,774円のうち、学校施設整備室分は291万834円です。内訳は、201ページ備考欄をごらんください。海陽中学校法面排水施設災害復旧工事ほか3件などを実施したものであります。

同じく201ページの4項その他公用・公共施設災害復旧費1目現年公用・公共施設災害復旧費の支出済み額2,652万1,499円のうち、学校施設整備室分は9万5,040円です。内訳は、幼稚園施設の災害復旧修繕を実施したものです。

続いて、歳入を説明いたします。

決算書の31ページをお願いします。

15款国庫支出金1項国庫負担金3目教育費負担金4節小中一貫校費負担金の支出済み額7億732万8,000円は、平成30年度分の東郷学園義務教育学校の新築に伴う国庫負担金で、補助率は10分の5.5です。なお、2カ年の継続費であり、補助を受けた分の全体の7割に相当します。

次に、35ページをお願いします。

2項国庫補助金8目教育費補助金1節小学校費補助金の収入済み額1億2,403万2,000円とありますが、これは小学校空調設備費事業の翌年度へ繰り越した補助金の繰越明許費であり、補助率は3分の1です。

また、その下の2節中学校補助金の収入未済額4,669万8,000円も、中学校空調設備事業の翌年度へ繰り越した国庫補助金の繰越明許費であり、補助率は3分の1です。

次に、55ページをお願いします。

18款寄附金1項寄附金8目教育費寄附金1節教育費寄附金の学校施設整備室分は小中一貫校整備費寄附金で、東郷学園義務教育学校建設に当たり、1法人からいただいたものです。

次に、財産に関する調書につきまして御説明いたします。

財産に関する調書の366ページをお願いいたします。

2、重要物品現在高調べについて、決算年度中、増減高の印章類の一増と通信用機器類の一増分が学校施設整備室分です。これはいずれも東郷学園義務教育学校の重要物品で、印章類は校旗です。また、通信用機器類は光ファイバーケーブルの芯線譲渡です。

○学校教育課長（村上勝美）では、学校教育課に係る平成30年度の決算について御説明いたします。

まず、歳出についてです。

決算書の175ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費の支出済み額25億1,866万3,045円のうち、学校教育課分は1億4,695万3,203円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明いたします。事項、教育指導費の主なものは、児童生徒知

能検査、学力検査業務委託、及びタブレット支援業務委託でございます。事項、教育研修費の主なものは、市立学校教職員研修補助金です。

次に、教育育成費の学校教育課分は、177ページをお開きください。事項、教育育成費は、英語技能検定試験検定料、特別支援教育支援員謝金、甌アイランドウォッチング事業補助金などが主なものでございます。事項、教育派遣費の主なものは、外国語指導助手4名分の報酬と、3名分の外国語指導員派遣業務委託費でございます。事項、教育研究費は、水引中ほか7中学校におけるコミュニティ・スクールに係る委員の報酬と旅費、平成、祁答院中学校区のコミュニティ・スクール設立準備委員会の委員謝金と旅費が主なものでございます。

事項、心の教室相談員配置事業費は、中学校に配置した相談員の謝金が主なものでございます。事項、子どものサポート体制整備事業費は、スマイルームにおける指導員の謝金が主なものです。事項、薩摩川内元気塾事業費の主なものは、各中学校区元気塾推進委員会への業務委託料です。事項、小中一貫教育推進事業費は、小学校英語サポートティーチャー謝金、小中一貫教育に伴うバス借上げ料等が主なものでございます。事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーの謝金、旅費等が主なものでございます。

次に、学校保健費になりますが、179ページの中段になります。5目学校保健費は、支出済み額6,345万1,542円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。事項、学校保健体育運営管理費は、学校医、薬剤師等報酬、児童・生徒・幼児及び教職員の健康診断委託等が主なものです。事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒分の共済掛金及び災害共済給付金です。各種大会運営費は、小学校綱引き大会時の児童輸送料、バス借上げ料が主なものです。

次に、幼稚園教育振興費になりますが、185ページの中段になります。同じく4項2目幼稚園教育振興費の支出済み額1,544万2,418円のうち、学校教育課分は319万2,518円で、甌島地域での預かり保育の保育士賃金が主なものです。

次に、給食センター費になりますが、197ページの中段になります。同じく6項3目給食センター費は、支出済み額3億8,592万8,772円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。事項、給食センター管理費は、給食調理業務委託など、五つの給食センターの維持、運営にかかる委託料、同じく給食センターに係る消耗品費、修繕料などの需用費が主なものです。事項、給食センター施設設備整備費の主なものは、川内学校給食センターの真空冷却機、給食配送車両及び下甌学校給食センター、樋脇学校給食センターの消毒保管機等の備品購入費です。なお、以上、説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の節間流用はございませんでした。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、決算書の15ページをお開きください。中段より少し下段になりますが、13款2項6目教育費負担金の3節日本スポーツ教育センター掛金は、幼稚園、小・中学校の幼児・児童・生徒の保護者負担分です。

次に、23ページをお開きください。上段の14款1項7目教育使用料の、3節幼稚園使用料の幼稚園使用料は、市立幼稚園12園の保育料です。収入未済はありませんでした。同じく、5節保健体育使用料の行政財産使用料の学校教育課分は、25ページの中段になります。これは、給食センター2カ所の自動販売機、九電の電柱、それから太陽光発電の屋根貸しによる使用料でございます。

次に、35ページをお開きください。下段の15款2項8目の教育補助費の1節小学校費補助金の、学校教育課分を御説明いたします。へき地教育整備事業補助金は、準へき地における新小学校1年生の心臓健診にかかる経費の補助で、補助率は3分の1です。その下になりますが、2節中学校費補助金の学校教育課分は、同じくへき地教育整備補助金です。ただいま説明しました小学校と同じく、準へき地におけます新中学校1年生の心臓健診に係る経費の補助で、補助率は3分の1です。同じく6節教育総務費補助金の学校教育課分を御説明いたします。理科実験アシスタント配置事業補助金は、複式学級の理科実験をサポートする支援員の経費が対象となり、補助率は3分

の1です。

次に、45ページをお開きください。中段の16款2項8目教育補助費、5節保健体育補助金の学校教育課分を御説明いたします。特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、下甌学校給食センターにおける備品購入、消毒保管機、コンピオープン、ガス立体炊飯器などの経費が対象となり、補助率は10分の8です。

59ページ、21款5項4目雑入、1節雑入における学校教育課分は71ページになります。この下の段にあります3件です。まず、預かり保育料は、甌島地域市立幼稚園4園での預かり保育事業に係るものでございます。収入未済はございません。電気料実費収入費は、川内学校給食センターの飲料水自販機電気代の実費収入金でございます。続いて、日本スポーツ振興センター給付金は、学校でのけが等に対する災害給付金です。

361ページ、財産に関する調書のうち、学校教育課分給食センターについて、記載をしてございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）小さいところをお伺いしたいんですが、離島高校生就学支援事業についてです。57名に対して1,300万円余り支給されています。これで、例えばこの57名というのは、甌島の全中学校の卒業生なのか、まずお伺いしたいと思います。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）おっしゃるとおり、甌島から本土に高校進学した全高校生です。

○委員（瀬尾和敬）残った方はいなかったわけですね。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）はい。全ての高校生が対象です。

○委員（瀬尾和敬）今、これは島立ちという、一種の儀式みたいなもので、おおむね一人頭20万円以上ですかね、この計算で行くと。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）失礼いたしました。支給しました57名というのは、全ての高校生ではございませんでした。高校生のうち、要するに寄宿舎とか、それからアパート、それから学校の寮に住んだ生徒です。

例えば親族の家で――要するにお金の支出がないような、家賃料を払わないようなところに住んだ高校生は、含んでおりません。全て、要するに借家料ですね。それから寮とかで食費、そういうのを、いわゆる経済的負担が生じた高校生に対して、この離島高校生補助金の対象となったのがこの数であります。

○委員（瀬尾和敬） 15歳で島立ちをして、そして本土地域の高校で勉強し、そしてまた更にその上を目指す方もいらっしゃるかもしれません。でも、中には高校を終わって、島に帰ろうかというような子どもさんもいらっしゃるかもしれないと考えますが、この支援をされるときに、いろいろな条件というのは付さないんですか。そうやって島に帰ってきてもらいたいという思いがもし、こちら側にあるとすれば、ぜひ帰ってきてくれというような条件を付して支援するとか、そういうことはしないんですか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） この離島高校生就学支援費の中は、いわゆる島から本土にいく子どもたちに対して、経済的負担が生じるので、その経費の一部を補助しようとする国の制度がございまして、それを活用している分でございます。おっしゃるような島に返すとか、そういう制度事業ではございません。

○委員（瀬尾和敬） 何でもこういうことを言うかといいますと、かつて漁業従事者がどんどん少なくなっているということでお話を伺ったとき、本当は、その男の子は中学校を終わったらお父さんの後を受けて、漁師になりたいと希望していたと。ところが、お父さんが、いや、みんな高校に出ていったら島立ちするんだから、おまえも出ていけと、出ていかせたと。そういう風潮は結構あるんだよというのを聞いたんです。そういうことが積み重なって行って、余計、島立ちイコール若い人が少なくなるイコール甑島の人口減少というのにつながっているんじゃないかなと、私は常々思っているんです。だから、こういう制度があるというのが、ある意味いいことかもしれませんが、甑島の人口減少に拍車をかけているんじゃないかというのは思いもないことないんです。こういった点については、課長、部長何か思いはないですか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原

雅彦） この離島高校生就学支援費は、基本的にはやはり甑島から本土に、どうしても高校がないので、本土の高校に進学しなきゃならない。そうしたときに、やはり寄宿舎であり、寮に入らなきゃいけないので、当然この本土で育った高校生よりも経済的な負担が大きいだろうということを加味してある制度でございますので、その点を御理解いただきたいと。

○委員（瀬尾和敬） しょうがないね、聞いたら、そうなんかもしれない。

○教育部長（宮里敏郎） 今、この制度については、あくまでも離島で高校がない保護者の人たちの経済的な負担を支援するための、全国での、国の補助をもらいながらの制度ですので、最終的には帰ってほしいという思いがあるんですけども、一旦、高校進学をする際には、どうしても本土に出てこないといけない。そうしたときに、アパートとか寄宿舎で生活する分について、ほかの本土内の高校生よりはそこの部分について経済的な負担が大きいので、そこを支援しようという制度ですので、その後、また帰ってくるか来ないかについては、また企画がやっている定住施策なんかを活用して、できるようなには、そういう制度については周知していきたい、使えるものは周知していくようにしたいとは思っているところです。

○委員（瀬尾和敬） 余計なことかもしれませんが、甑島が今度、橋でつながる、一つになる。そうすると、年間57名プラスアルファの人たちが高校生の資格をとるとなると、これまでよく言われておりましたが、離島に附属高校でもつくったらどうかとかいうのも現実味を帯びてくるかもしれないなど。毎年、この57プラスアルファの人たちが卒業されるとなれば、確実に、全部が全部、例えば、附属高校を甑島につくったとしても、そこに行かれるとは限らないでしょうけれども、でもそういうふうな高校をとということから考えていけば、もしかすると甑島に高校をと、附属高校をと、どっかの高校が始めれば、可能性はないことはないですよ。ということをもとに、思ったんですが。どうでしょうかね。

○教育部長（宮里敏郎） 橋がつながって、島が一体となってくると、当然、1校で高校ができて、島内の人たちは全部そこに通うことができるようなには、物理的にはなるとは思いますけども。

この高校の分について、やはりそこで50名程度の高校で、じゃあ学科がどういふふうに、例えば普通科だったりとか、専門の学科とか、いろいろ選択性も出てくるでしょうから、一概に橋がたながって一つになったからといって、そこに高校の分というのは、ちょっと難しいところも、ハードルが非常に高いところはあるのかなという気はします。私立の高校あたりがこちらには分校とかという話があれば、そういうことについては検討できると思いますけども、なかなかそこに公立の高校をとというのは、現状的にはちょっと厳しいところがあるのかなという気はしております。

○委員（瀬尾和敬）はい。よくわかりました。

○委員（川添公貴）小学校教育振興費及び中学校教育振興費について、お伺いしたいと思うんですけど。20節扶助費の不用額の説明をまずお願いしたい。両方ともです。内容について。

それから、多分、就学援助費を見込んでいた額より減ったんだろうとは推測はしているんですが、この内訳について、どのような実態があるのかというのを教えてもらいたい。とりあえずこれだけ。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）主には、就学援助費、それから特別支援教育就学奨励費と、あるいは遠距離通学の通学費の執行残が主なものです。

○委員（川添公貴）あとは、就学援助費を小学校が886名、あと中学校とありますよね。多いのか少ないのかというのは、ちょっとわからないんだけど、どういう実態なのかということを知りたいと思います。というのは、修学旅行援助とか、遠距離通学とかの補助金とか、いろんな補助金がありますよね。それとダブって受給になってるかどうかは見えないもんで、そこはないだろうとは思いますが、その根本となる就学援助費、学ぶためには払わなければいけないお金なんで、それは理解しているんだけど、実態はどうかです。経済状況もいろいろあるんで、そこをちょっと教えてもらいたい。

結論を言います。何で聞くかという、この就学援助費をもらわなくてもいい生活環境にしていかなきゃいけないと思うんです、最終的には。だから、その実態をまず教えてほしい。結論はそこです。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原

雅彦）就学援助費につきましては、御承知のとおり、そういう経済的に、いわば困難な御家庭に対して、いろんな就学にかかる経費を負担しようとするものであります。交付については、申請して、我々が申請内容を、経済状況を審査して、その該当する方々に支給をするものであります。

状況といたしましては、やはり就学援助を支給する方々というのは、ふえる傾向にございます。それから支給内容につきましては、内訳としては、例えば通学用品費であるとか、それから遠足にかかる費用とか、新入学用品費とか、非常に細かく扶助をする中身が分かれております。ただ、これは同じような内容で、例えば特別就学支援費の方々と、それから就学支援の方々とダブルでお金を給付することはございません。どちらかに給付しています。

○委員（川添公貴）仕方ない経済状況であろうと思うんです。この申請手続に関して、この方々はまず学校長をお願いをしなきゃいけないと思うんです、確か。学校長から上がっていくんであって、状況的に学校の事務負担がふえるんじゃないかと思うんです。こんだけ数が多いとなると、生活保護同様、本庁で、もしくは支所で一括的に受け付けて、当然審査をやるんでありますよね。だからそういう方法に切りかえて、学校事務の軽減にもちょっと目を配っていただければと思うんですが。こんだけ多いと、ふえていく傾向になると、余計ですよ。そこを今後の対策としてやっていかれるべきだろうと思うんですが。現段階で回答は当然出ないだろうと思います。ですから、今後の対策としてのこととしてお願いをしたいと思います。

次に、幼稚園のスクールバスの予算がありますよね。この実績が、今報告をされています。一人のところに対して、一人送迎するのに二百何万円払っている実績もありますよね。果たして、この状態でいいのかということですよ。一人のためには走らせるべきだと思うんです。結果としてはですよ。ですけど、今後のこの状況を見ると、幼稚園の統廃合に着手せざるを得ないんだろうかというような考え方が湧いてくるんですよ。やはり少ない人数にも、一人であっても教育をしなきゃいけないので、これはわかっているんですけど。その方向性をこの決算内容から見ると、将

来的にはきちんとそこら辺を整理していくべきだろうと思うんですが、現段階において、この決算状況を踏まえた上で、今後の見通しというか、対策をどのように持っていくかということが、考えがあれば教えてもらいたいし、現段階で不明であれば、回答は要りません。

○**教育部長（宮里敏郎）** 幼稚園の、この統廃合については、今、第2次の再編計画の中で、一旦持っていますけれども、それよりもはるかにもう今人数が少ない状態になっていまして、その方針の見直しについても、今やる必要があるということで、認識をしているところでございます。特に、このスクールバスの運行について、この高城中央幼稚園の1名の分については、結果的にタクシーで輸送したために、そちらが安くなったので、そういうふうに配慮をしたところだったんですけども、今、川添委員が言われたとおり、少ない人数で本当に適正な幼児教育ができるのかということについては、今、現場で教育をしている幼稚園の先生たちとも意見交換をして、本当にそれが適正なのか、どれぐらいの人数が最低限の幼児教育の適正な人数なのかということについて、今、意見交換をしているところでございます。

今後、12月になりましたら、来年度の園児の募集等もやっていきますので、その状況を見ながら、この幼稚園の適正の規模については、教育委員会のほうとしてもしっかりと研究して、判断していきたいというふうに考えているところです。

○**委員（川添公貴）** これから先は決算外になるので、また次の委員会に質問させてもらいたいと思います。やはりこの費用対効果というのを教育に求めてはいけないとは思っているんです。教育はかけるべきものはかけていくのが必要だと思うんで、やはりこの決算を見ると、ちょっとバランスがとれないのかなと思います。ですので、費用対効果は求めないんだけど、やはりそれらを、この決算の状況を精査しながら、次年度に生かす予算配分をぜひすべきだろうと思います。

もう午前中がありませんので、しっかり昼時間にもう1回精査して、また午後からも質問したいと思います。今のところはそれだけで。

○**委員長（徳永武次）** ここで、休憩します。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前 1 時 5 6 分休憩

~~~~~

午後 0 時 5 6 分開議

~~~~~

○**委員長（徳永武次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御質疑願います。

○**委員（井上勝博）** 就学援助のことなんですが、新しく学用品をそろえる場合についての支給日は、3月に改善されていると思うんですけども、ほかについては、例えば、修学旅行費とか、そういうものについては事前に支給できているんでしょうか。

○**教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 菊池グループ長に答弁させます。

○**就学支援グループ長（菊池克彦）** ただいま御質問のありました修学旅行費補助の関係につきましては、修学旅行前に申請がありまして、実績報告後に支払いをすることとしております。ほかの援助費につきましても学校からの申請書がありまして、それを精査してからの支払いということになります。

○**委員（井上勝博）** 修学旅行費も実際は終わった後に支給されているという説明だったと思うんですけども、仮に、例えば、体育実技用具費というのが剣道の場合は5万1,940円かかるわけですね。かかるというか、支給されるわけですよ。これらも実際買った後に支給されるという理解でよろしいんですか。

○**就学支援グループ長（菊池克彦）** おっしゃいましたとおり、実績の報告に基づきまして支給をいたします。

○**委員（井上勝博）** この新入学学用品費については改善されてきているんですが、ほかについても実際生活に困っている家庭の子どもたちですので、やっぱり事前に、まだ修学旅行がある前とか、用具を買う前に支給するというふうにはできないもんなんでしょうかね。

○**教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 今申し上げた、例えば、実費相当分で上限が定められている分につきましては、事前交付すると、例えば、防具なんか5万1,940円が、上限なんですけど、それより下回って購入とか、そういうことがありますので、実費で負担する、

こういう制度と設定されているようです。

○委員（井上勝博）防具費はそうかもしれませんが。じゃあ、修学旅行費については、もう事前に幾らお金がかかりますよというのは、学校側から知らされるわけじゃないですか。そうすると、やっぱりこれは安く行くというわけにいかんわけでしょうから、事前にそういうお金については、支給するという事は、手続上難しいんでしょうか。物理的に難しいんでしょうか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）これは一応国・県の補助金等で制度設計がなされておりますので、そういう手順に沿って実務を行うようになっておりますので、それによって従っているんです。

○委員（井上勝博）じゃあ、国の制度そのものに改善してもらわないとできないという御回答だったと思うんですけども、じゃあ質問を、別の質問をしたいと思います。

○委員長（徳永武次）ちょっと待ってくださいね。ほかにもいらっしゃいますから。

○委員（坂口健太）まず一点伺います。同じく就学援助制度についてなんですが、就学援助制度につきましては、各種申請者の口座に対して給付をするという形になっていると思うんですが、これらの給付された就学援助金が各種学校徴収金等にちゃんと充足されているというか、市から給付された就学援助費が各学校の学校徴収金であったり、給食費であったりというものへしっかりと充足されているのかお示してください。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）就学援助費というのは、基本的に保護者に支給をする制度となっておりますので、就学援助は、例えば、もちろん払った中で給食費を払ったりとか、そういうことになるだろうと思います。一義的には、やはり保護者に支給すると。これが原則です。

○委員（坂口健太）制度上、保護者に支給するという事ですが、本来、家計が苦しい児童生徒たちが、ほかの児童生徒と同じような学習環境にするために就学援助費というものが設けられておりますので、もしそういったものに充足されなかった場合、彼らの学習環境に著しく影響が及ぶ可能性がございます。ほかの自治体の例を見ますと、例えば、そこから充当されなかった場合、

強制的に各学校長に委任され、各学校長の口座に就学援助費が振り込まれるということもございませぬので、児童生徒の学習環境の整備の観点から、そういったことも検討をされたらいかがと意見として申し上げておきたいと思っております。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）説明が不足しておりました。おっしゃりたいことは、例えば、学級費であるとか、給食費であるとか、そういう未納が充当されないだろうかという部分でありますね。一部には、実は、そういう方々には校長に一応一旦お渡しして、校長から保護者にお渡ししながら、いわゆる学級費とか、そういった分の教材、教育費で必要な分については一応お伝えいただいて、充当いただくようなふうには一部にはしております。

○委員（坂口健太）異なる観点から質問をさせていただきます。学校図書館に関してなんですが、各小・中学校、学校図書館整備されていると思うんですが、備品購入費について、各学校図書館における学校図書の購入費は含まれているんでしょうか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）それぞれ学校配当予算の中で、とりあえず学校図書に要する経費というのは含んでおります。

○委員（坂口健太）関連して質問をいたします。文科省のほうで学校図書館図書標準というものを設けていて、各学校ごとに規模ごとにどれぐらいの図書を整備しないといけないというような基準が設けられていると思うんですが、本市の義務教育学校において、どれぐらいの充足がされているのかお示してください。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）おっしゃるとおり、ガイドラインが文科省より示されております。冊数でいきますと、かなり段々100%には行きませんが、例えば、学級の数で、学校規模に応じて図書の基準が定められておりますけど、おおむねですが、全体的に8割から9割ぐらいの充足の状況です。

○委員（坂口健太）現在、今、文科省から発表されている数値で一番新しい数値が平成28年度の調査だったと思うんですが、平成28年の調査において、本市内の小学校において、充足率が50%から75%である小学校は1校ございませぬ。

た。全国の小・中学校のうち75%以上の充足があるところは9割以上でございますので、こういった1校、小学校でございますので、ぜひ各小・中学校において図書の充足率を高められるようお願いをしたいと思います。

もう一件、関連いたします。教職員住宅についてです。教職員住宅について、公共施設再配置計画の中でも、中心市街地における川内北中学校区、中央中校区、南中校区については再配置の方向性が示されておりますけれども、現状、今も教職員住宅の管理費については5,000万円近い決算額もございますが、今後の方針についてお示ください。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 基本的には、例えば、中心市街地、街なかの学校の教職員住宅については、既にもう民間借家のほうにお移りいただいている状況でございます。郊外の周辺部の学校については、やはり民間のそういう賃貸住宅等が非常に少なくなっておりますので、基本的には整備する方針ではありませんが、今のところ現状を維持していくと言いつつながら、中心市街地の街なかの学校の教職員住宅については、老朽化に伴って移行をさせていこうというような考えでございます。

**○委員（坂口健太）** 答弁いただきました。私の自宅の前が亀山小学校の教職員住宅なのですが、何年間も利用されていない状況でありながら、定期的に草木の剪定等が行われております。従って、今後もそういった経費がかかっていくということは余り望ましくないことだと思いますので、段階的に解体等の計画を立てられて、中心市街地の教職員住宅については処分を図られたいと思います。

**○委員（川添公貴）** 教育振興費の中のスクールソーシャルワーカーの決算額が456万1,915円かかっているんですが、定期的に巡回されていると思うんですが、どのような実績であったのかどうか、まず教えてもらいたいと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** 昨年度の実績で申しますと、全体で1,887訪問数、そして、相談内容としましては延べ件数が1,136件ございました。

**○委員（川添公貴）** 資料とかあれなんで見ていないんですけど、何人で対応されて、この件数を

処理されているんですかね。

**○学校教育課長（村上勝美）** 昨年度は3名です。

**○委員（川添公貴）** 3名ですよ。すると、一人で600件ですよ、回ったのが。多いと思います、少ないと思います。今、各種事案が発生しているんで、ソーシャルワーカーの方には活躍をさせていただきにくい状況が多いと思うんですよ。すると、今のこの平成30年度の実績の1,887という、3名ですよ。この数字から見ると、ちょっとふやしていくべきだろうかとは思いますが、そこ辺をどう考えていらっしゃるのかということと、やはりこの対応件数をより深く対応してもらうためには、受け持ち件数が減る必要があると思いますよね。だから、そこ辺をどう考えていらっしゃるのか、そこ一点教えてもらいたいと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** まず、訪問件数なんですけども、実際は同じ日に、例えば、小学校から中学校へと、中学校の相談ケースがあったときに、小学校のときはどうだったんだろうかというふうな形で、一日に複数件が発生して、数が確かに多いかともちらも思っております。そこで、実際、本年度は今年の3名体制から4名に、一人ふやして対応しているところでございます。

**○委員（川添公貴）** 平成31年度は4名でということであるんでいいとして、今後もやはり件数をなるべく小さくしてということは、対応人数を多くしてという意味ですね、やっていかれるようにしてもらいたいと思いますね。こういう部分には、やっぱりお金をかけるべきだろうと思います。

それから、もう一点。その段の上のほうに子どもサポート体制事業、スマイル教室ですよ。この事業が行われているんですが、ここに通う人数等は示されているんですけど、ここに通って学習もしくはコミュニケーション等を学んだ子どもが、通常といやあれなんでしょうけど、普通の学校に帰れるケースがどれぐらいあったのかどうか。もしも丸々このまま義務教育を卒業してしまうということになったのかどうか教えてもらいたいと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** 昨年度の、特に中学校3年生なんですけども、何人かの子は、もう入試の前に学校に戻ったり、あるいは、もう試

験だけを受けるなどして、進路のほうは、それぞれ希望する進路に進んでいるというふうに聞いております。

**○委員（川添公貴）** 要は、この予算を使ってスマイル教室に通った子が健全に義務教育を、過程を卒業したのかどうかということ、それから、途中で来なくなる子がいるはずなんですよ。誰がどうこうということは言いませんけど、スマイル教室さえ行かれない子がいる。そうしたときに、この予算でしっかりとケアできるのか、多分お一人の方、もしくは二人やったかな。何人かいらっしやと思う。3人か。いや、その中でも行かない子が出てきているんで、そういう事業を残していくべきなのか。もしくは、逃げ場として必要だと思うんですけど、もうそういう子を助けるために、ほかの予算、ほかの事業に組み替える必要があるんじゃないかという思いも出たんですよ。ずっと来られれば別ですよ。だから、そこ辺を今後、どのように活用されていかれるのか。今の担当でいかれるのか、それとも、もうちょっと充実した形に持っていかれるのかどうか。そして、予算が足りなければ、予算要求もしてほしいと思うんで、そこ辺どうお考えなのかを教えてくださいと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** おっしゃるとおり、現在、昨年度から指導員の勤務日数をふやして、3名が必ず、その日は二人体制で子どもに当たれるようにしております。実際今月のある日になりますけども、登録人数としましては、小学校一人、中学校2、3人、日によって子どもが出てくる人数は違うんですけども、それでも十数名出てくることは、もう日常的でございます。むしろ今のこのスマイルルームの対応ですね。例えば、指導員をふやすなど、そちらを検討して、今、登録している子どもたちに少しでも手厚く指導ができるようにできないか、現在検討中でございます。

**○委員（川添公貴）** この結果を踏まえて、平成31年度もされているし、次の令和2年度に向かってしっかりと体制を整えてほしいとは思いますが、足らなきゃ予算を打ち込めばいいんであって、それで、先ほど質問して、ちょっと言いつらかったんで、扶助費です。就学援助費の件について、ちょっと私、言いつらかったんで、口を濁して余り言わなかったんですが、学校長に任せるんじゃない

くて、市でやったほうがいいんじゃないかという話しましたよね。先ほどの質問の中で。何でもかという、例えば、小学校の886名に関しては、継続的にもらっている方。単年度じゃなくてですね。それがどれぐらいいるのか。審査方法がどうなのかですよ。中学校に関しても同じですね。だから、要は、チェックが甘くて、安易に就学援助費が給付されていないのかどうかということがあるんですよ。よくおわかりになると思う。言いつらいんですけど。だから、お聞きしたいのは、継続的にそういう形でもらっている方がとりあえず何人ぐらいいるのかということは、わかれば教えて、わからなければ結構です。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 実際に何人いるかというのは、正直申し上げて、今ちょっと現実的にはわかりません。しかし、ほとんどの方が継続的にもらっておられるだろうと思います。離れようとする、生活保護のほうに行ったり、生活保護のほうから就学援助のほうに来られたりというのは目につきます。

**○委員（川添公貴）** その状況等、決算の内容がわからないということであれば、それはそれでいいとして、今後の状況については、また、さっきも言いましたが、次の委員会で質問しますが、決算外ですから。やはりこの決算内容をしっかりともう一回精査されたほうがいいと思いますね。何人ぐらい継続されているのか。審査法がどうだったのかというのは、生活保護受給世帯については、生活保護に関しては、扶助費も生活保護の中に入っているところがあるんですよ、たしか。入りますよね、子どもが何人に対して幾らと。そこがどうこうということは言わないんで、やはりこの就学援助費に関して、きちっともう一回見直しをされたほうがいいと思います。そのためには、校長任せじゃなくて、市がしっかりと把握されたほうがいいと思います。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 審査についてでございますけれども、基本的には、やはり所得証明をお出しいただきますので、その証拠書類でもって審査は的確にやっております。

**○委員（川添公貴）** この決算を踏まえて、課長が今、所得証明で把握されるとおっしゃいましたよね。答えられたんで、あえて言いますよ。所得

証明が正しいと思いますか。でしょう。これが生活実態なんです。パートに出て、パート申告をしなければ、それは所得証明には載ってこない。これが一点。それから、世帯分離をしたとき。世帯分離をしたときは、個別個別ですから、同じ1軒の家に住んでいて世帯分離をしたら、所得は別ですからね。プロですから、わかっているんじゃないかなと思います。やり方は幾らでもあるんです。だから、いや、払うなということを書いていないんですよ。きちっと援助すべきところに援助しなきゃいけない。ただし、そのようなことがあってはならないと思いますので、やはり世帯構成、住居等をしっかりと見てもらいたいかなと思います。そういう不測の事態にならないように、もうちょっとチェックをしながら予算執行をしていたらいいのかなと。やわらかい表現で言っていますので、検討をしていただければと思います。これだけは誤解しないでください。やっていないということを書いていないんですよ。申請するほうが賢いかもしれませんから。だから、しっかりとそこはプロの方なので、もうちょっと手を加えてやったほうがいいのかなという思いがしたもので、今回言わせていただきました。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 補足説明をさせていただきます。とりあえず申請に当たっては、学校長を通しますので、学校から見た子どもの実態、それから、場合によっては民生委員さん、児童委員さん、そういった方々もこの審査に加わったりするケースもございますので、そういう場合もあるということをお話いたします。ただ、川添議員がおっしゃった審査に当たっては、しっかりとチェック体制を整えて、厳しく審査するようにしてまいりたいと考えます。

**○委員（川添公貴）** ありがとうございます。やっぱりしっかりと援助すべきところは、これはもう基本なんで、何でしつこいかという、御存じのように、結構手伝いをするんですよね、就学援助の。手順から全部わかっているんで、ということ。だから、今おっしゃったとおり、今後またしっかりと見ていただければと思います。

**○委員（井上勝博）** 奨学金制度のことなんです。特別奨学資金は30名に支給、それから、奨学資金貸付基金から1名に貸し付けを行っている

ということで報告がありましたけれども、まず、30名というのは、恐らくこれだけの枠ということだと思えるんですけども、申請者というのはどのぐらいいらっしゃるものなのか。それから、貸し付けについてはちょっと少ないようにも思えるんですけども、これは特別奨学資金は支給だから、返さなくてもいいわけですよね。それで、奨学資金のほうは貸し付けだから、返さなきゃいけない。だから、少ないというのはわかるんですけど、しかし、ちょっと全体として少ないなと思うんですけども、上限何人ぐらいまでできるのか、そして、どれだけの申請件数があるのかを教えてくださいたいと思います。

**○就学支援グループ長（菊池克彦）** 特別奨学資金の支給実績についてお答えいたします。

平成30年度の応募者は24名でございました。うち予算は30名取ってございましたけれども、継続とあわせて34名の支給というふうになっております。また、貸し付けの制度につきましては、平成28年度に廃止をいたしまして、特別奨学資金の給付のほうを月額1万円から1万5,000円に、平成28年度から改正しております。

**○委員（井上勝博）** 40名の予算だったんですけど、継続も含めて30名だったということで、支給されて学費の足しにされるんだろうから、何か印象としては、もっと応募があってもいいのかなというふうに思うんですけども、これはかなり厳しい条件なんではないでしょうか。そこら辺の条件はどういうふうになっているのでしょうか。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 特別奨学資金制度につきましては、向学心が強く学業が優秀にもかかわらず、経済的理由により就学が困難な者という方々が対象でございます。審査に当たっては、基本的には、所得とそれから学業での成績、両方の観点から審査をいたします。所得に関しては、基本的には、もう就学援助、そういったものの基準というのが対象で、それから、学業に関しては、それぞれ評点の真ん中ほどの学力を一つの目安として審査をいたしております。

**○委員（井上勝博）** ですから、就学援助については、かなり受けていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるかと。学業については真ん中あたりだけか

ら、そんな基準としては厳しい基準じゃないのに、何でこんなに少ないのかなというのが疑問なんです。そうすると、例えば、申請されるときに校長の推薦がなきゃいけないとか、そういうものがあるのか。申請者から見て、ためらうようなハードルみたいなものがあるのか。何かそんなふうにしかならないんですけども、保護者に対しての案内というのは。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 周知に関しては、広報紙と、それから、市内の高校に御案内して、高校から各家庭に周知していただくようにしております。

**○委員（落口久光）** もう大半は川添委員のほうに言っていたので、もう一点だけちょっと確認したいんですけど、小・中学校の安全対策等で140件ほどの工事をしていただいているんですが、他百三、四十件ということになっているので、この中で施設のバリアフリーの対策とかいうのをやっている実績がおありでしょうか。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 藤井主幹に答弁させます。

**○学校施設整備室主幹（藤井孝彦）** バリアフリーについてという中では、スロープ化とかいうことが特にあるかと思えます。本年度におきましても、亀山小学校で仮設校舎等ありますが、そこに至るところにつきましては、車椅子対応ということで、乗り入れがスムーズになるようなことはいたしております。

**○委員（落口久光）** 多分その中に入っていると思うんですけど、ドアとか、サッシの棧とか、あの辺のところでは10ミリとか、十二、三ミリぐらいの高さがあつたりとかいうのがあつて、多分個別でお願いしている案件だったんで、やっていたいているとは思いますが、ほかの学校とかでも似たようなところなかったかなという気がするんですけど、どうなんでしょう。

**○学校施設整備室主幹（藤井孝彦）** 基本的に対応につきましては、学校長あるいは教頭を通して、ファックスにより管理組合と私ども学校施設整備室のほうに要望を出していただきます。それに基づきまして、即対応するかどうかということは課内で検討しております。

**○委員（落口久光）** 最後に、もう一回、学校長も含めて、普通健常者であれば大したことないこ

とでも、実際は、そういう方々に対しては、相当ハードルが高いところがあったりしますんで、そういう目でもう一回見て、必要なところがあるようであれば、ちょっと速やかに手が打てるような対応のほうをしていただけるようお願いいたします。

**○委員（井上勝博）** 決算書の182ページのスクールバス等運転手業務嘱託員とスクールバス運行業務委託というのがあって、これは中学校も同じなんですけれども、嘱託員を直接市が雇用しているのと、運行業務があるのと、これはあれですか、甌島の関係なんですか。ちょっと説明いただけますか。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 議員おっしゃるとおり、嘱託員は甌島です。

**○委員（川添公貴）** 一点、小学校の英語教育に対するゲストティーチャーの決算が1,323万8,000円計上されているんですけど、成果はどうだったんでしょうか。この制度が始まったのがこの年からだと思うんですが、成果的にはどうだったのかというのを教えてもらいたいと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** 済いません。グループ長に答えさせます。

**○指導グループ長（岩脇勝広）** では、この小学校の英語支援について答弁させていただきます。

先生方に昨年度末アンケートをとりました。その結果、「助かっている」という回答がおおむねで、その具体的なものとしましては、授業の進め方、あと、ALTが入ったとき、ALTとのコミュニケーションをとってくださるということとか、あと、とにかく教材を準備するときとか、非常に教材教文を作成して下さったりするので、業務改善にもつながっているということ、あと、また必要に応じて学校の職員研修等で活用させていただいておりまして、職員の英語力の向上にもつながっているというような、非常にいい効果をいただいているところでございます。

**○委員（川添公貴）** それは教える側ですよ。児童生徒はどうなんでしょうか。

**○指導グループ長（岩脇勝広）** 子どもにつきましても同様にアンケートのほうをとっておりますけれども、子どもたちにとっては、とにかく安心して授業に臨める、そして、今までよりも、例

えば、ゲストの先生は、小学校の先生が知らない英語の言語的な内容であったりとか、あと異文化理解の内容であったりとか、そういった詳しい内容を教えてくださるので非常に助かっている、あと、本物の英語に触れる回数がふえて、自分の英語力の向上に役立ったという回答が多かったです。

**○委員（川添公貴）** わかりました。というのは、何で聞いたかという、全国学力・学習状況調査において、余り本市は成績がよくないですね。だから、こんだけ予算を入れたのに、今、結果としてはよかったという結果なんで、それを信じたと思うんですが、やはりそういうテスト主義とかいうんじゃないかと、やっぱりそういう結果が残っていくべきだろうと思いますね。だから、これぐらいの予算を使ってやってあの程度かということにならないように、足らなければもうちょっとお金を入れて、今この決算の中身でいい成果が出たということであるならば、今度は小学校だけではなくて、中学校にもゲストティーチャー制度を入れて、ともに伸びていくような形、東郷学園を例にとるといけないんですが、1、9年生という考え方でですね。上に4、3、2とあるんですけど、その考え方でやはりやるとしたときに、小学校のゲストティーチャー、中学校のゲストティーチャーということできっかりとカバーしてやっていくことで、先生たちも労働改善になるし、子どもたちも英語に触れることもできる、成績も伸びる。これ三位向上ですよ。そういう形で、ぜひこの決算がよかったとするならば、そういう形を今後望みたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

**○学校教育課長（村上勝美）** 小学校、中学校それぞれの英語教育があるわけですけども、基本的に中学校につきましては、実際の教員が英語のスペシャリストでございます。ですから、特に英語の教員とALT、母国語を話す外国語指導助手と一緒にすること。あと小学校は、もしかしたら採用されるときには、まだ英語とかそういったことを教えるということを考えていなかった先生もいらっしゃるかもしれないです。もちろんそれぞれの研修で英語力を高めているわけですけども、そういったところに特に英語を話すことについて堪能な方が入ってもらふこと、それから、日本人であったり、あるいは、日本語が通じるゲストと一緒にいていただくことで自信を持って進められ

ること、それから、先ほどありましたように、子どもにとっては非常に親しみやすく英語を学ぶことができること、また、更に英語を高めることにつきましては、今、小中一貫教育もやっておりますので、例えば、小学校に中学校の教員が行って授業をするということ、例えば、中学校の1年生に小学校の先生と小学校に行っている英語ゲストと一緒に授業をするということ、そういった工夫等をして、また学力を高めていければなど、あるいは、英語に興味を持つ、そして使えるようになっていければというふうに願っております。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課・学校施設整備室及び学校教育課の審査を終わります。

#### △文化課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、文化課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○教育部長（宮里敏郎）** 文化課の決算概要について説明いたします。

附属書の158ページをお開きください。

主要施策の成果では、1、文化財の調査保存、整備及び活用につきましては、郷土芸能保存奨励事業補助金を52団体に交付したほか、川内大綱引保存調査準備委員会を開催いたしました。

埋蔵文化財発掘調査では、個人住宅の調査のほか、久見崎みらいゾーンの開発に伴う久見崎軍港跡試掘調査等を実施いたしました。

入来麓・里麓・手打麓を含む、県内9市で構成する薩摩の武士が生きた町のストーリーで県が日本遺産の申請を行い、ことし5月20日に日本遺産の認定がされたところであります。

また、記載しておりませんが、川内大綱引が「薩摩川内の大綱引き」として、ことし3月に文化庁から記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財としての選択を受けたところでございます。

2、入来麓伝統的建造物群保存地区の保存・整備におきましては、保存地区に係る修理・修景事

業を実施し、街なみ環境整備事業において、入来支所前の麓中央広場の整備工事を実施いたしました。

3、清色城跡の保存・整備では、散策道等の整備を行い、4のその他文化財に関することでは、旧増田家住宅等の指定管理料の効率的な管理運営に努め、旧増田家住宅の年間の来館者は1万137人となりました。

5、芸術文化活動の推進におきましては、春の芸術祭、トンボロ芸術村・ふれあい交流事業等を実施いたしました。

なお、毎年10月に実施しております薩摩国分寺秋の夕べにつきましては、昨年度は台風接近のために中止となったところでございます。

159ページになります。

6の文化施設の整備と運営の充実につきましては、文化ホールの効率的な管理運営に努めるとともに、川内歴史資料館、各郷土館、川内まごころ文学館では、資料収集や保存、展示、調査研究を行ったところでございます。

なお、各施設の利用状況については、下段に記載のとおりでございます。

**○委員長（徳永武次）**次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

**○文化課長（羽田美由紀）**まず初めに、歳出の説明をいたしますので、決算書の187ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費につきましては、決算額2億6,525万696円のうち、文化課分は2億5,027万7,562円であります。

備考欄にて説明いたします。

初めに、事項、文化財保護事業費について、主なものは、文化財保護審議会委員報酬、藤川天神臥龍梅及び久留須梅消毒等業務委託などの委託料20件、郷土芸能保存奨励金などの補助金2件などです。

次に、伝統的建造物群保存整備事業費において、主なものは、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員報酬、街なみ環境整備事業、麓中央広場整備工事など2件、伝統的建造物群保存地区保存補助金2件などです。

次に、清色城跡保存整備事業費において、主なものは、清色城跡に係る草刈り伐採業務委託などです。

次に、189ページの文化振興事業費について、主なものは、薩摩国分寺秋の夕べ舞台演出・舞台製作業務委託など委託料6件、薩摩川内市民まちづくり公社文化事業推進補助金など補助金3件です。

次に、文化ホール管理費の主なものは、川内文化ホール・入来文化ホールの指定管理料です。

次に、歴史資料館管理費において、主なものは、樋脇郷土館の行政事務嘱託員3名の報酬、川内歴史資料館・郷土館運営協議会委員報酬、川内歴史資料館及び下甕郷土館の指定管理料、樋脇郷土館内燻蒸処理業務委託など委託料8件、下甕郷土館トイレ改修工事などです。

次に、川内まごころ文学館管理費において、主なものは、川内まごころ文学館運営協議会委員報酬、川内まごころ文学館指定管理料などです。

次に、旧増田家住宅等管理事業費において、主なものは、入来麓旧増田家住宅等指定管理料などです。

次に、191ページの天辰寺前古墳管理費において、主なものは、天辰寺前古墳公園清掃管理伐採業務委託など委託料2件です。

なお、50万円以上の節間流用はございません。

次に、歳入について説明申し上げます。

決算書の23ページをごらんください。

14款1項7目4節社会教育使用料のうち、当該課分につきましては、調定額、収入済み額とも1,080万2,403円です。内訳は、川内歴史資料館、川内まごころ文学館の入館料、川内まごころ文学館・川内文化ホール・入来文化ホールの使用料などです。

次に、35ページをお開きください。

15款2項8目4節社会教育費補助金は、調定額、収入済み額とも1,905万7,000円です。内訳は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金と街なみ環境整備事業の社会資本整備総合交付金、効果促進事業費です。伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は、石垣修理工事が補助対象経費の65%です。また、社会資本整備総合交付金は、補助対象経費の50%の補助率です。

次に、45ページをごらんください。

16款2項8目4節社会教育費補助金のうち、当該課分につきましては、調定額、収入済み額とも335万6,000円です。内訳は、伝統的建造

物群保存地区保存修理事業補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業です。伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は、補助対象経費の5.25%以内の補助率で、特定離島ふるさとおこし推進事業は、補助対象経費の70%の補助率です。

次に、49ページをごらんください。

16款3項7目5節社会教育費委託金は、調定額、収入済み額とも4万4,000円です。内訳は、文化財保護法に関する事務の埋蔵文化財の試掘調査等に係る権限移譲交付金です。件数割交付金となっております。

次に、73ページをごらんください。

21款5項4目1節雑入の当課分につきましては、調定額、収入済み額とも75万216円です。内訳は、川内文化ホール光熱料、各郷土誌実費販売収入などです。

なお、歳入のいずれにつきましても、不納欠損及び収入未済はございません。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** 附属書の158ページなんですが、この埋蔵文化財発掘調査で、いわゆる遺跡近辺に個人住宅が建築される予定ということで、調査をされたんだろうなというふうに思うんですけども、平成30年度においては何件調査があったのか。そして、これらの調査に、いわゆるかかる期間的なものというものは、どの程度になっているのか。そこらあたりを少しお示しください。

**○文化課長（羽田美由紀）** 小原主幹のほうでお答えさせていただきます。

**○文化課主幹（小原 浩）** 平成30年度の埋蔵文化財の緊急発掘調査の状況ですが、全部で15件ございまして、そのうち、天辰の区画整理事業に伴います発掘調査等もこの中に含まれている状況です。期間につきましては、当日で終わるものもございまして、ちょっと広い範囲であれば、2日程度で大体終わらせております。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。15件、一応実態調査といいたいまいしょうか、調査があったということですから、申請のあった部分に関して言えば、特段にそこが建築許可ができませんというふうなことでなくして、いずれも一応その地

域においては調査はしたけれども、建築物については特段に制限なく建てられたという結果であるということによろしいですね。

**○文化課主幹（小原 浩）** 平成30年度につきましては、個人住宅の場合は、ほとんどは浄化槽部分を発掘調査をしております、その内容を県の文化財課に報告いたしております、県からの報告内容につきましては、慎重工事または工事立ち会いという形で文書が届いております。

**○委員（杉藺道朗）** 御丁寧な説明ありがとうございました。いわゆる今までここは建築が無理なんだろうなというような憶測の中で、なかなかできなかった部分、もうちょっと極論で言いますと、例えば、国分寺公園近くの農地等に関しましては、場所的にもいいものですから、今までここは建屋にならんたっどかなというような感覚の中で、私どもちょっと地域住民の方から聞いていた部分があったんですけども、きちっと法的にもその部分クリアできて、今後また、今建築中もしくは今後においても新たなまた建築物ができるという状況下にありますので、相談があった方々に対しては、そこらあたりも十分に理解できるような説明の中で、十分されていると思います。ただ、これから1軒が建つと、後にまた付随して近場に何件か出てくる可能性もあるものですから、特にやっぱりこういう埋蔵文化財があるような地域の取り扱いについては、十分理解を得た上で対応していただければなとそこだけでした。ありがとうございます。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課の審査を終わります。

#### △総務課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、総務課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○総務部長（田代健一）** それでは、総務課の決算状況の概要を御説明いたします。

附属書の5ページから8ページまでとなります。

まず、人事及び給与等に関する事項として、職

員の採用・退職を含め、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置調整、人事異動を行いました。平成30年度は、本土4支所の見直し、川内駅東市有地開発プロジェクト事業の移管、市民福祉部内における相談業務の集約一元化、令和2年開催の国民体育大会の開催に向けた体制強化など、重要施策推進に対応した職員配置を行ったところでございます。

6ページです。

職員の研修に関することとして、職員の資質や公務能率の向上を図るため、国・県や関係機関へ職員を派遣するとともに、自治大学校研修や職務別研修など各種研修を行っております。

7ページになります。

給与事務に関することとしましては、給料表を平均0.2%増額改定するなど、人事院勧告に基づく改定を実施いたしました。

また、特別職報酬等審議会に関することとして、昨年度は2回開催し、特別職の報酬等について審議していただきました。本年度も継続して審議いたしております。

総合教育会議に関することとしては、昨年度は1回開催し、教育委員会に基本方針などを審議していただきました。

8ページになります。

職員の福利厚生及び健康に関する事項につきましては、福利厚生では、職員厚生会等を通じて職員の福利厚生に関する事業を行い、また健康管理におきましては、職員の健康管理のため健康診断の実施や、職員厚生会を通じて人間ドックに対する助成を行うとともに、メンタルヘルス・セルフケア研修を開催、メンタル相談のほか、心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを行うなど、心身両面の健康保持増進に努めてまいりました。

**○委員長（徳永武次）**次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

**○総務課長（古里洋一郎）**それでは、決算の内容について御説明いたします。

まず、歳出について説明いたしますので、決算書の79ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、総務課分は、まず総務一般管理費で、支出済み額は24億4,806万6,548円でございます。

それでは、備考欄で説明させていただきます。

まず、総務一般管理費では、9月までの樋脇支所、祁答院支所管内の出張所業務や障害者枠の嘱託員等8名及び育児休業、病気休暇職員等の代替嘱託員12名、2回開催の特別職報酬等審議会の報酬を初め、特別職3名分及び職員187名分の給与費及び社会保険料などの人件費と、公務災害補償基金負担金、人事給与システムオンラインシステム保守委託ほか5件の委託料、人事交流に伴う職員6人分の人件費相当額の負担金が主なものでございます。

次に、中段、職員厚生事業費では、支出済み額は1,590万2,812円でございます。主な支出としまして、産業医としてお願いしている福山医院の福山先生、精神保健相談医としてお願いしているKメンタルの岩川先生などの報酬を初め、職員定期健康診断委託ほか9件の委託料、職員厚生会負担金ほか2件の負担金の支出が主なものでございます。

続きまして、93ページをお開きください。

2款1項10目恩給及び退職年金費について御説明いたします。

まず、支出済み額は28万5,936円でございます。本事業は、旧町村職員に対する旧恩給組合への市町村負担金でございます。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について御説明いたします。

別冊の議会資料、平成30年度決算に係る50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。資料の1ページになります。

総務課分につきましては、番号1から12までの12件でございます。流用の理由は、4月の定期人事異動及び10月の本土支所再編による人事異動により予算に不足が生じたため、不足額を流用したものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

決算書の59ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入で、総務課分は8,848万7,835円でございます。内容は、公務災害補償負担金や職員手当などの各種経費の返納金、県及び全国市町村国際文化研修所等への職員研修派遣に伴う派遣協定収入及び東日本大震災被災市町村派遣協定収入、熊本地震甲佐町派遣

協定収入、土地開発公社派遣協定収入などがございます。

なお、収入未済額はございません。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** 職員の派遣研修の件について少しお聞きしたいと思うんです。平成29年度で14名、平成30年度で同じく14名ということで、一応各機関、関係機関等々に研修に出ているんですけども、1年ないし2年、長い人で4年、こういう形になっておりますが、研修の成果そのものが、また帰ってこられて、それぞれの職場においてどのような形で反映されていくのかなど。確かに資質向上のためにいろんな研修というのは大事な部分で、それなりに研修を受けた職員の方々というのは頑張っていると思うんですけども、私どもからしたときに当然ちょっと見えない部分もあるものですから、部課所内においてどのような形で色分けされているのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○総務課長（古里洋一郎）** 職員研修につきましては、委員言われたとおり、人材育成基本方針の中でも職員を育てるということで、本当に貴重な経験を積ませる場であると思います。派遣研修の中では、国・県機関の実務な業務を行って、実際に本市とかかわりのある業務等に携わる職員もいます。その方々は本当帰ってきてから、そのように関連する部署にやっぱりできたらつかせていきながら、人脈も含めて、すごく実務に対して献身になっていると思います。ただ、ここ最近民間のほうにも、例えば、日刊スポーツとか派遣しているところもあると思いますが、こういうところにつきましては、民間での企業のあり方、日刊スポーツで言えば、いろんな取材を現場でしていきながら、それを記事にまとめていく。仕事を進める上で少しちょっとレポートを見させてもらったんですけど、やはり準備とか、心構えというのが、そういう取材には必要だというようなことで、やっぱり仕事に対する心構えというものもすごく培ってきていることだと思います。一人一人の職員を見ますと、帰って来たときのやっぱり態度とか資質向上というのは、かなり見られると思って

いるところでございます。

**○委員（杉藺道朗）** その辺の成果というのは上がっているんだろうなというふうに思うんですが、14名です。これらの方々というのは、選定基準、選考基準といいたいまいしょうか。以前説明もあったかなと思ったんですけども、自薦なのか他薦なのかわかりませんが、希望のあられる、職員の方、意欲のある方というのは結構多いのかなというふうに思うんです。ただ、受け入れ先そのものがもうある程度限定されていますので、全ての人がというわけにはいかないと思うんですが、そこあたりの選考過程というのは、どういうふうになっておりますでしょうか。

**○総務課長（古里洋一郎）** 派遣先の選考につきましては、基本的には全員公募します。公募する中で、当然複数あるところもあります。一人のところもありますけど、全派遣先につきまして面接をいたしまして、意気込みとか、そういうのを聞きながら面接を行った上で派遣者を決定しているところでございます。当然複数いるところについては、落ちた方というのは、また次年度とか、いろんなところがあるから受けてみたらというような形で促しているところで、特に若い職員の方々は、そういう意欲というのは高まってきていると思います。今後もまたそれを続けていきたいと思っています。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。非常に市全体の職員の方々の資質を高めるためにも、繰り返しますが、大事なのは研修を含めてかと思えますので、若い職員がとにかくやる気を起こす、そして、その方たちがやがては薩摩川内市を担っていただく方々になるんだろうなというふうに思いますので、中身のあるそういう取り組みを今後もしっかりと続けていただければなど。これは要望的な部分です。

**○委員（川添公貴）** 79ページの一般管理費について、4節まで不用額について説明をお願いします。

**○総務課長（古里洋一郎）** まず、79ページの一般管理費でございますけど、1節の報酬の不用額につきましては、284万7,691円のうち、総務課分につきましては257万9,508円でございます。理由としましては、行政不服審査会の開催がなかったこと及び退職者、

あと代替職員として雇用される嘱託員報酬留保分の未執行によるものでございます。

次に、2の給料の不用額につきましては、213万3,029円のうち、総務課分は211万2,129円の執行残でございます。これは純粋に給料の不用額でございます。

次に、3節職員手当等の不用額285万9,353円のうち、総務課分は145万2,048円で、時間外勤務手当58万3,468円が主なものであり、あと所属関係課の時間外勤務の執行残の積み上げによるものでございます。

4節共済費の不用額148万5,041円のうち、総務課分は144万6,806円で、共済組合負担金及び社会保険料の執行残が主なものでございます。

○委員（川添公貴）7節は。

○総務課長（古里洋一郎）7節の賃金の不用額741万3,400円のうち、総務課分は662万100円で、内容につきましては、休職職員等の代替の職員の留保分でございます。

○委員（川添公貴）わかりました。いや、何で聞いたかという、当初で大体職員数とかそういうのはわかっているのに、何で不用額が出るのということなんで、要は、計画よりか人が減ったのか、当初予算を組むときよりかは減ったのかとかいうことが見えてくると思うんですよね、そこで、お聞きしたんで、こういう人件費等についてはほぼ正確に計上ができるんで、有効な——この監査意見書にはありましたように、有効に予算を活用するためには、こういう決められた数字というのは、きちっとある程度出していかれたほうがいいのかなと思いますんで。

○総務課長（古里洋一郎）確かに委員が言われましたとおり、人件費については職員の人件費、給与等を計上しておりますけど、給与を計上している目というのが幾つかございまして、一般管理費の中の予定だった部分がちょっと途中の異動とか等で減になったり、職員手当等については扶養の手当の途中で失効とかそういうものがありますので、こういう不用額が出たところでございます。ただ、委員がおっしゃったとおり、今後できるだけ不用額がでないような形の精査をしていながら、有効な財源として執行していきたいと思

います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

#### △秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）秘書室の概要を説明いたします。

附属書の9ページをお開きください。

秘書室は、市長並びに両副市長の秘書及び渉外業務を初め、式典・儀式・報奨及び交際に関する事務、市政に関する国会及び各省庁との総合的な連絡調整、市長会など加入団体による国・県等への陳情・要望活動等を主な業務としており、その成果は、9ページから12ページまでに記載しております。今後も引き続き、市長・両副市長の効率的で的確な行動日程や各種調整などに努めてまいりたいと存じます。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○総務課秘書室長（山元一将）平成30年度の決算概要について説明をいたします。

まず、歳出であります。

決算書の81ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち、秘書室の決算額は、秘書管理費1,207万1,189円であります。その執行の主なものは、行政事務嘱託員報酬一人及び報酬に係る社会保険料のほか、市長賞や叙勲褒章受章者に係る記念品代、市長会等の会議、各種行事、陳情・要望等に係る三役及び随行者の旅費、会議・慶祝等に係る交際費、市庁舎借り上げ料等の使用料及び賃借料、全国市長会分担金を初めとする加入団体負担金及び会議等出席負担金、平成30年7月豪雨災害に伴う愛媛県大洲市への寄附金であります。

なお、1節50万円以上の不用額につきましては、旅費が該当しており、不用額は52万4,980円でございます。理由は、市長・両副

市長等の上京等に係る出張旅費につきまして、他公務との調整の結果、出張を見合わせるなどの調整の結果、残額となったものでございます。

なお、平成30年におきましても、これまでと同様ホテルバックの利用による経費削減に努めてきたところでございます。

歳入については、秘書室は該当はございません。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。以上で、秘書室の審査を終わります。

---

#### △文書法制室の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、文書法制室の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○総務部長（田代健一）** 文書法制室の概要を御説明いたします。

決算附属書の13ページから15ページになります。

文書法制室は、文書の送達に関することといたしまして、庁外への文書の発送事務を行い、文書の浄書、印刷等に関することとしては、本庁及び支所の電子複写機や印刷機の管理を行っております。

次に、3の議会・法制に関することとしては、議会に提出する議案・条例等の審査・調整を行い、4の固定資産評価審査委員会に関することとしては、平成30年度は審査の申し出が1件あり、固定資産評価審査委員会を1回開催いたしました。

次に、5の情報公開・個人情報保護等に関することとしましては、公文書及び個人情報の開示請求の受け付けや助言を行っております。平成30年度は個人情報の開示請求に係る審査請求があったため、情報公開・個人情報保護審査会が2回開催され、その庶務を処理いたしました。これらの事務の処理状況につきましては、それぞれ表に示しておるとおりでございますが、このほか、各課におけるさまざまな行政問題に関し、法律的な解釈、考え方等の指導業務等も行っております。

**○委員長（徳永武次）** 次に、決算内容につい

て、当局の説明を求めます。

**○文書法制室長（川畑 央）** まず、歳出から説明させていただきますので、決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費の支出済み額1億4,514万4,039円のうち、文書法制室分は8,828万7,407円であります。

備考欄の上から三つ目の丸印のところをごらんください。文書行政一般事務費の主な内容を説明いたします。まず報酬は、固定資産評価審査委員会の開催に伴う委員3人の報酬のほか、行政事務嘱託員一人の報酬になります。郵便料は、市民宛での封書やはがきなどの郵送に係るもののほか、本庁及び支所間における文書発送分であります。電子複写機等賃借料は、コピー機や印刷機等の賃借料であります。

続きまして、情報公開事務費の主な内容を説明します。まず報酬は、情報公開・個人情報保護審査会の2回の開催に伴う委員延べ7人の報酬になります。文書整理用ファイル・保存箱は、公文書管理用の紙ファイルとダンボール製の保存箱を購入したものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の25ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料ですが、文書法制室分は、備考欄下から六つ目の米印です。情報公開開示請求手数料でございます。株式会社等が開示請求する際に支払う手数料で、1件につき1,000円を納めていただきます。

続きまして、61ページをお開きください。

21款5項4目雑入ですが、文書法制室分は、備考欄上から一つ目の米印で、コピー代の実費収入でございます。情報公開時に写しの交付を受ける際のコピーの実費収入と、情報公開によらないコピーの実費収入でございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。以上で、文書法制室の審査を終わります。

---

#### △財政課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、財政課の審査に

入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一） 財政課の概要を説明いたします。

附属書の16ページから18ページまでになります。

財政課は、予算・決算に関する業務のほか、市債の借り入れ、償還、地方交付税等の業務を実施しており、その編成状況、市債残高等については記載のとおりでございます。

平成30年度につきましては、普通交付税における段階的縮減の4年目で7割の縮減が講じられ、その縮減額が前年度比で3.3億円拡大したことに加え、公債費算入額等の基準財政需要額の減により、最終的に普通交付税は9.5億円の減となったところです。この段階的縮減に対応するため策定いたしました財政運営プログラムについては、平成30年度決算時点で地方債残高は財政見通しの水準を上回りましたが、積立金残高につきましては、若干見通し額を下回った決算となりました。

○委員長（徳永武次） 次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之） 財政課に係る平成30年度歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、決算書の83ページをお開きください。

2款1項3目財政管理費であります。支出済み額は788万9,136円であり、主なものは備考欄のとおり、決算書や当初予算書の印刷、統合内部システム保守業務委託、統一的な基準による財務書類作成支援業務委託であります。

次に、85ページをお開きください。

5目財産管理費のうち、財政課分について説明いたします。備考欄の一番上の事項、財産一般管理費のうち、財政課分の支出済み額は18億1,475万2,000円であり、財政調整基金及び減債基金に係る積立金であります。

次に、201ページをお開きください。

12款1項公債費1目元金は、支出済み額51億7,649万8,209円であり、2目利子は、支出済み額2億5,022万9,346円あります。

次に、同ページの下にあります14款予備費は、

当初予算計上額5,000万円に費消分の復元のため9月補正予算において3,400万円を追加したところであり、充用額の総額は7,390万9,000円でありました。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお開きください。下のほうになります。

2款地方譲与税から13ページの8款自動車取得税交付金まで、また同ページの10款地方特例交付金及び11款地方交付税は、それぞれ収入済み額のとおり収入しております。

次に、51ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金のうち、財政課分は備考欄のとおり、財政調整基金利子収入及び減債基金利子収入の2件であります。

53ページをお開きください。

17款1項3目基金運用収入は、備考欄のとおり、財政調整基金を国債等により運用することで生じた益金であります。

57ページをお開きください。

19款1項基金繰入金のうち、財政課分は、1目財政調整基金繰入金及び17目減債基金繰入金であり、いずれも予算計上額のとおり繰り入れを行っております。

次に、同ページの20款繰越金において、30億7,172万7,804円を収入しておりますが、備考欄のとおり、純繰越金及び繰越事業費等財源充当繰越金であります。

次に、61ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち、財政課分は、備考欄の中ほどにあります鹿児島県市町村振興協会市町村交付金で、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金を配分されたものであります。使途は、国際交流事業に活用をしております。

75ページをお開きください。このページから次のページにかけてになります。

22款市債については、いずれも年度内に予定した額の借り入れを実行したものであります。

次に、203ページをごらんください。

実質収支に関する調書について説明いたします。

平成30年度の一般会計歳入総額は562億1,627万6,000円、歳出総額は535億7,885万1,000円で、歳入歳出差し引き額は26億3,742万6,000円となり、翌年度

へ繰り越すべき財源8億9,286万3,000円を差し引いた実質収支額は17億4,456万2,000円となりました。

最後に、財産に関する調書のうち、財政課所管の財政調整基金及び減債基金については、368ページに記載してあります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）歳入について一点。株式等譲渡所得割交付金が、当初予算から3倍、調定額でなっているんで、見込み等大幅にふえてきているんですけど、そこ辺の原因は何であったんでしょうか。

○財政課長（鬼塚雅之）配当割交付金は、県が収入した配当割額の5分の3に相当する額を市町村に交付するという形になっております。年3回交付される形になっておりますけれども、どうしても3回目の交付分が3月に交付されておまして、予算で見込んだ以上に交付されたという形で、結果としてそうなったというふうなお答えしか今できないんですけれども。

○委員（川添公貴）発音が悪かったみたいで。配当割交付金ではなくて、これは1,300万円に対して調定額が1,800万円、ほぼ変わらない。株式等譲渡所得割交付金、これの500万円が調定額が約4倍になっている。今、おっしゃったように交付月が3月なんで、結果ありきの数字だろうとは思いますが、その要因が何であったのかどうか。ていうのは、たくさん入ってくる分は見込んで、やっぱり組んで道路をつくってもらわなきゃいけませんので、そこ辺を教えてください。

○財政課長（鬼塚雅之）先ほど申しました配当割交付金と基本的には考え方は同じでありまして、県が収入した株式譲渡所得に対して、5分の3を市町村に交付するということになっております。先ほど、配当割では年3回と申しましたが、株式等譲渡所得割交付金については年に1回の交付となっております。3月に交付となります。例年、前年度、過去の実績を見込んで予算計上は行いますが、当該年度につきましては、県の収入額が予測を上回ったことにより、市町村に交付された交付額も結果として予算より

上回った収入となったということでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。以上で、財政課を終わります。

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産活用推進課の審査に入ります。まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）財産活用推進課の概要を説明いたします。附属書の19ページをお開きください。財産活用推進課は、薩摩川内市民まちづくり公社に関する事務を含め、公有財産の事務総括、庁舎・公用車の維持管理などのほか、指定管理者制度の総合調整、公共施設マネジメントの取り組みを行っております。

1の市民まちづくり公社につきましては、昨年同様、川内文化ホールを初め、138施設の管理を行うとともに、生涯学習の推進と福祉の向上に寄与する事業を実施してまいりました。なお、これまで指定管理を受託している施設の人件費につきましては補助金で交付しておりましたが、平成30年度から他の指定管理者と同様に委託料に含めて支出しております。

2の財産管理の面では、分譲団地について、田代ニュータウン2区画、及び大村団地1区画の、合計で3区画を売却しております。また、旧山田小、旧南瀬小の閉校跡地の利活用2事業者に対し助成金を交付し、遊休施設の利活用に取り組んでおります。公共施設マネジメントにつきましては、公共施設再配置計画に基づき、集約案検討のための基礎調査を行いました。

最後に3の庁舎管理では、庁舎の維持管理のための修繕、工事や保守管理等の委託を行っております。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）歳出から説明いたします。決算書の79ページをお開きください。2款1項1目一般管理費のうち、財産活用推進課分は次のページの最後の事項になりますが、82ページのほうになります。市民まちづくり公社費運営補助金3,584万874円です。

続きまして、85ページをお開きください。  
2款1項5目財産管理費のうち、財産活用推進課分は、支出済額2億4,556万19円でございます。主な支出内容でございますが、備考欄のほうでお願いいたします。財産一般管理費につきましては、行政事務嘱託員及び施設点検業務嘱託員の報酬等、公共施設エリアマネジメント施設業務ほか51件の委託料、旧南瀬小学校プール解体工事ほか11件の工事請負費、県所有の入来駐在所と市所有の薩摩川内警察署隣接地の交換に伴う差金、遊休公共施設等増改築助成金、旧山田小と旧南瀬小にかかわる2件、原子力立地給付返納金は、過年度分で既に売却している施設分が本市に納付されていたため、返納したものでございます。あと市有施設保全基金への積立金等が主なものでございます。

ここで、19節補助及び交付金の不用額が1億円を超えておりますので、説明をさせていただきます。このうち1億円につきましては、旧高城西中学校の利活用で、白いキクラゲ栽培を行いたいと、大崎町の有限会社羽子田人工授精所から奨励措置適用事業所の申請があり、平成29年5月奨励措置適用事業所に指定し、平成29年6月補正で1億円を措置しましたが、人手不足により事業者が確保できず、年度内完了が困難となったことから、平成30年度に明許繰り越しをしております。しかしながら、金融機関の協議等資金繰りや事業計画検討に時間を要し、3月末までの完了は困難な状況となったことから、平成30年12月補正で新たに1億円の予算を確保し、平成30年度に繰り越しした予算1億円が未執行となり、不用額となったものであります。なお、平成30年度の予算は令和元年度に繰り越しをしております。

なお、6月の委員会で先般の報告させていただいたとおり、当該会社から計画実施に向けて設計等を進めていたましたが、計画実施の資金確保が難しいことから、計画を断念すると申し出があり、市は奨励措置適用事業者の取り消しを行ったところであります。なお、市の遊休公共施設等増築等助成金については、交付しておりません。

続きまして、同ページの次の事項でございます。86ページ備考欄の下段のほうになりますが、車両管理費につきましては、車両管理業務嘱託員及び運転業務嘱託員の報酬、社会保険料、安全運転

管理協議会年会費ほか1件の負担金が主なものでございます。

93ページをお開きください。2款1項11目庁舎管理費は、支出済額2億4,005万1,662円でございます。主な支出内容でございますが、機械室補助業務嘱託員の報酬、社会保険料、本庁・支所庁舎宿日直警備及び駐車場整理業務委託ほか46件の委託、南別館4階パーテーション等設置工事ほか30件の工事が主なものでございます。

続きまして、201ページをお開きください。11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費でございますが、財産活用推進課分の執行はありませんでした。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応した状況について説明いたしますので、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備お願いいたします。1ページをごらんください。50万円以上の節間流用は1ページの13番と14番が、財産活用推進課分の2件でございます。13番は、樋脇支所の空調設備が故障し、修繕による執行を予定していましたが、執行段階において工事請負による執行が適正と判断したため、事項、庁舎管理費の11節需用費から同事項、15節工事請負費に233万9,000円を予算流用し、予算執行いたしました。14番は、本庁各支所の突発修繕については修繕料に予算措置していましたが、執行段階において工事請負費が適正と判断したため、事項、庁舎管理費の11節需用費から同事項、15節工事請負費に420万円予算流用し、予算執行したものでございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。決算書の15ページをお開きください。14款1項1目総務使用料、1節総務使用料のうち財産活用推進課分は土地改良区事務所等に対する行政財産使用料でございます。

25ページをお開きください。14款2項1目総務手数料、1節総務手数料のうち財産活用推進課分は保管場所使用承諾証明書発行に伴う手数料でございます。

49ページをお開きください。17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち財産活用推進課分は、貸家料自動販売機設置分から貸

地料までの5項目で、ポリテクカレッジ川内等への貸地料が主なものでございます。収入未済額が219万7,224円ありますが、そのうち190万7,054円は、先ほど歳出で説明しました、大崎町の有限会社に貸し付けを行ってまいりました旧高城西中学校の土地、建物賃借料で、資金難により滞納となったものでございます。なお、本年度には納めていただくことで分納誓約に基づき、納付されているところでございます。そのほか、26万1,120円は過年度分で、旧野下小の教職員住宅を東京のスポーツウェア製造会社に貸し付けておりましたが、業績不振により連絡が取れない状況となり、滞納となっているものでございます。残りの2万9,050円も過年度分で、樋脇町向湯団地の貸地料が収入未済となっているものでございます。

続きまして、51ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち財産活用推進課分は、南日本放送等の株式配当金収入及び市有施設保全基金利子収入でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

17款2項1目不動産売払収入、1節土地建物売払収入のうち財産活用推進課分は、普通財産14件及び分譲地3区画の土地建物売払収入でございます。

続きまして、55ページをお開きください。

17款2項2目物品売払収入、1節物品売払収入のうち財産活用推進課分は、公用車10台分の売払収入でございます。

続きまして、57ページをお開きください。ページ中ほどでございます。19款1項60目市有施設保全基金繰入金で、遊休公共施設等増築及び改修助成金等の17事業へ充当されております。

続きまして、61ページをお開きください。備考欄ではページ中ほどになります。21款5項4目雑入のうち財産活用推進課分は、庁舎案内板広告掲載収入から自動車共済共済金までの11項目でございます。

75ページをお開きください。上の段のほうになります。21款5項5目違約金及び延滞利息でございますが、財産活用推進課分としては、収入未済309万円がでございます。これは過年度分の大村高校跡地売買契約解除に伴う違約金の分でござ

います。

続きまして、361ページをお開きください。財産に関する調書につきまして、御説明をさせていただきます。財産に関する調書のうち、公有財産の土地及び建物、山林、動産及び物権については、361ページから362ページに記載してあります。

続きまして、363ページをお願いいたします。363ページに記載してあります有価証券の財産活用推進課分は、みずほフィナンシャルグループ、南日本放送、南日本銀行分でございます。

続きまして、364ページに記載してあります出資による権利の財産活用推進課分は、下から5番目、薩摩川内市民まちづくり公社出捐金でございます。

365ページから367ページまでに、無体財産権、重要物品、債権の状況を記載してありますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

続きまして、368ページをお願いいたします。368ページに記載してあります、特定基金の財産活用推進課分は、上から3番目、市有施設保全基金でございます。

369ページは、運用基金を記載してございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）予算書の86ページ、旧南瀬小学校のプールの解体工事なんですけど、これらほか11件とあるんですけど、やっぱり閉校跡地になった学校のプールはほとんど壊すという考え方なんでしょうか。プールを残してという、何かプールを利活用しながら使うとか、そういった声とかはあるんでしょうか。

○財産活用推進課長（園田克朗）解体工事ほか11件のうちで、このうち閉校跡地のプール解体工事はあと1件、鳥丸小がでございます。基本的な考えといたしましては、事業者と協議をする中において、そのような改修が必要で、土地を活用するとかいうようなものがあるときに、解体工事を着手していくということで考えているところでございます。全体的に一括でできればいいんですけど、やはり予算的なこともありますので、必要性のあるところを優先してやっているという状況

でございます。

○委員（今塩屋裕一）離島も含めて、閉校が多いんですけど、学校跡地の見積もりというか、このプール、大体面積等似ていると思うんですけど、学校1校に対してどれぐらいの解体予算というのが、見積もりとかやっぱりあるんでしょうか。

○財産活用推進課長（園田克朗）設計と解体で、合わせて約1,000万円前後ということで想定をしているところでございます。

○委員（今塩屋裕一）わかりました。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。ここで、休憩します。再開はおおむね15時5分とします。

~~~~~

午後2時48分休憩

~~~~~

午後3時 3分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△税務課及び収納課の審査

○委員長（徳永武次）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、税務課、収納課の概要を御説明いたしますので、附属書の20ページをお開きください。

まず、税務課では、納税義務者及び課税客体の適正な把握、課税事務の効率化を図り、公平かつ適正な課税に努めてまいりました。20ページから23ページまで、市民税、固定資産税、軽自動車税と、各税目の賦課事務の処理状況を示してございます。また23ページには、国民健康保険税の状況と、税務課所管にかかる税外収入の事務処理の状況を記載しておりますので、それぞれ御参照ください。

次に収納課は、市税、国民健康保険税の徴収と滞納整理を担当しております。24ページに収納事務の処理状況を示しております。平成30年度

は文書、電話等による納税催告、財産調査、搜索、差し押さえ、公売等を実施しました。また、年度末には市税等滞納特別対策本部を設置して、徴収強化を図りました。今後も早期の催告を行い、収納率向上、歳入確保に努めてまいります。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○税務課長（道場益男）歳出のほうから説明いたします。決算事項別明細書は、99ページになります。

中段の2款2項徴税费、1目税務総務費は、支出済額4億9,064万5,280円でございます。備考欄、税務一般管理費は、行政事務嘱託員一人、これは土地調査業務嘱託員でございますが、その人件費と、税務課、収納課及び8支所の税務担当職員65人分の職員給与等が主なものでございます。

次の2目賦課徴收费は、支出済額1億4,185万8,415円でございます。備考欄、賦課徴収事務費では、行政事務嘱託員4人、これは相続人調査業務嘱託員一人と家屋事前調査業務嘱託員3人でございますが、その人件費と、委託料といたしまして固定資産税納税通知書作成等事務委託ほか26件、使用料及び賃借料といたしまして、地方税電子申告支援サービス利用料ほか3件が主なものとなっております。

このほか、次のページにまたがりまして、還付加算金73件及び市税等過誤納払戻金1,195件がございますが、これは、主には法人市民税の中間納付金の払い戻しに係る還付加算金及び払戻金となります。平成30年度は、法人市民税の中間納付金の払い戻し等に要する予算が10月中旬には不足いたしましたことから、500万円を予備費充用いたしまして、執行いたしております。予備費支出及び流用増減の欄は、495万6,000円となっておりますけれども、これは平成30年2月の公用車事故にかかる専決処分に関しまして、2目賦課徴収事務費から1目税務総務費に4万4,000円の目間流用を行いましたことから、差し引き増減後の金額で記載されているものでございます。

102ページの備考欄の固定資産評価事業費は、平成33年度評価がえに向けました固定資産土地評価業務委託ほか2件が主なものであります。収

納率向上特別対策費及び徴収管理費は、収納課のほうからの説明となります。

○収納課長（山口隆雄） それでは同じく102ページ、2目賦課徴収費のうち、収納課分について、説明いたします。備考欄の上から5行目、収納率向上特別対策費で、主なものは行政事務嘱託員3人の報酬及び職員手当と相続財産管理人選任審判申し立てに伴う予納金であります。次に、徴収管理費で、主なものは納税お知らせセンター運用業務委託です。

○税務課長（道場益男） 引き続き、歳入について説明いたします。歳入につきましては、収納課分もあわせて説明いたします。9ページになります。

1款1項市民税は、収入済額46億5,055万7,524円でございます。不納欠損額は、563件、730万7,291円。還付未済額は、個人分、法人分、合わせまして202万5,335円。収入未済額は、1億7,340万9,514円、件数は1万356件となっております。2項固定資産税は、収入済額75億5,229万6,264円です。不納欠損額は2,020件、金額で1,874万3,864円。還付未済額は、現年分、滞納繰越分の、合計32万7,300円。収入未済額は5億797万9,299円、件数は2万5,607件となっております。

3項1目軽自動車税は、収入済額3億3,916万9,856円です。不納欠損額は、258件の112万5,638円。還付未済額は、1万2,800円。収入未済額は、1,935万4,368円、件数は3,685件となっております。

4項1目市たばこ税は、収入済額6億3,355万5,116円。

7項1目入湯税は、収入済額1,678万1,850円。

8項1目使用済核燃料税は、収入済額4億1,975万円で、使用済核燃料1,679体に課税いたしております。

以上、市税全体の収入済額は、ページが一番上になります、136億1,211万610円でございます。不納欠損額は、全体で2,717万6,793円、件数は、2,841件でございます。

収入未済額は、全体で7億74万3,181円。内訳は、現年課税分が1億2,889万4,354円、滞納繰越分が5億7,184万8,827円であります。備考欄の還付未済額は、合計で236万5,435円となっております。

以上が、市税についてでございます。

次に、25ページをお願いいたします。下段になります。14款、2項手数料、1目1節総務手数料のうち税務課分は、備考欄下から11行目の資産等証明手数料、公簿閲覧手数料及び市民サービスコーナーにおける資産等証明手数料の、計731万2,200円でございます。

27ページに続きます。2節督促手数料は、収入済額310万3,560円。不納欠損額は21万8,100円、収入未済額は353万6,100円。還付未済額は2,700円でございます。

47ページです。上から2段目の節になります。16款、3項、1目2節の徴収費委託金は、個人県民税の支払い件数に応じて交付されております県税徴収事務委託金で、収入済額1億3,348万3,307円でございます。

57ページ下のほうになります。19款2項特別会計繰入金、1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金のうち収納課分は、収納率向上のために県から交付されております国保調整交付金を収納課の事業費等に当てるため、特別会計から繰り入れている繰入金で、収入済額は542万3,000円でございます。

59ページ上段の21款、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金は1,666万3,734円で、2目1節の過料はございません。下段の5項雑入、1目1節の滞納処分費は42万2,900円で、不動産鑑定委託料にかかる滞納処分費等であります。その下2目、1節弁償金のうち、税務課分は1万5,200円で、原動機付自転車の標識を紛失したときの弁償金76台分でございます。

最後に、財産に関する調書のうち、税務課分の債権、個人市民税特別徴収に係る翌年度分については、367ページに記載してございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）不納欠損額について、お尋ねしたいと思いますが、法定事項、もしくは取り立てができない法定事項がほとんどだろうと思うんですが、その内訳を教えてくださいと思います。市民税、固定資産税。

○収納課長（山口隆雄）不納欠損の内訳、内容でございますけれども、まず滞納処分の執行停止をかけて、3年で欠損処理をしている部分につきましては、およそ2,000万円ほど滞納処分の執行停止をかけて不納欠損としております。事項で欠損処理に結果的になっているものが1,140万5,000円ということに内訳としてはなります。

○委員（川添公貴）執行停止をかけて2,000万円とおっしゃったでしたっけ。事項分が1,100万円。3,100万円ですよ。市税の不納欠損額は2,717万6,700円で、金額が合わないです。

○収納課長（山口隆雄）先ほど、決算の数字とはちょっと違うんです。今、不納欠損の額だけ言いましたけど、県民税がちょっと含まれているために、その合わない部分は県民税ということになります。

○委員（川添公貴）わかりました。今、努力されて収納率は上がっているんですよ、これは十分もうわかっているんで。というのは、この収入未済額について、いつも話をするんですが、倒産とか、もしくは自己破産等々についてもある程度やっぱり置いてあるんです。だからそこ辺を早期に不納欠損で処分することによって、その収納率のアップとかいうんじゃないかって、収納のしやすい状況になると思うんですが、この収入未済額については、内訳としてそういう倒産とかいうのがこの中にどれぐらいあるのか。自己破産、夜逃げ、いろいろありますよね。身元不明とか、どれぐらいあるのかってことを教えてください。

○収納課長（山口隆雄）私どもとしましては、先ほど委員がおっしゃられるとおり、自己破産であったり、どうしても滞納処分ができないというような状況のものは、毎年滞納者の調査をかけております。それでこれはもう納付ができないということにつきましては、基本、滞納処分の執行停止をかけて、できるだけ早い機会に不納欠損と、3年の中には即時に出ているものもありますけど

も、ちょっと件数はお待ちください。ちょっと件数を申し上げますけども、この執行停止をかけている中に、担税力がないというようなものが262名の665件、それから所在不明、これが224名の756件。それから倒産等というのが93名の327件ほどになっておりまして、それを合わせますと、先ほど申し上げました2,000万円ほどの、県民税も含めますけども、最終的に言えば、現在、執行停止をかけている分というのが、もう担税力がないというような状況で置いてある。年度を繰り越したということになります。

○委員（川添公貴）やってらっしゃることはわかるんで、わかって質問をしているんですけど、できればこういう形で収納未済額で残すんじゃないかって、ある程度、そういう明らかな状況であるのであれば、もう処理をしたほうが、私はいいと思うんです。というのは、もう交付税の算定額に収納率も入ってくるんで、しっかりそこは早目に処理をされることで、どうせとれないものをずっと追っかけて。税の公平性を言えば、とことんやっていかなきゃいけないだろうとは思いますが、どうしても無理な場合は、今おっしゃったように執行停止をかけて、早目に処分をされるのがいいのかなとは思いますが。というのは、無駄な努力をしなくていいわけですから、その業務改善のためにも検討されたいと思います。

それからもう1点。予定納付額に対する還付がありますよね——市民税、法人税でしたっけ、の税率は、これは何パーセントでかえしてらっしゃるのか。それから、ちょっとこの地方税法を詳しく、全然、私はわからないんでお聞きしますが、この還付に対して、予定納付はもうやりませんよということはどうなのかどうか。お聞きしたいと思います。

○税務課長（道場益男）主に法人、市民税の関係になってくるとは思いますが、還付加算金の率は現在、年に1.6%で還付をしてございます。これは特例基準割合ということで、現在1.6%という還付加算金の率がついてございます。それから、予定納付はしなくていい場合はないかというようなことなんですけれども、中間納付の場合は、予定申告と中間申告という形で大きく分かれてくるんですけども、予定申告につきましては

全事業年度の法人税割額の2分の1というような形で、これはもう法定で決まってくる。あと、中間申告の場合は、仮決算を行って、そこから法人税額、市民税を納付いただくということになるんですけども。予定申告は全事業年度の法人税の金額が20万円を超えていると、予定申告をしないといけないという義務が出てまいります、仮決算に基づく中間申告の場合につきましては、中間申告が全事業年度の法人税額の2分の1を下回るというようなときには、この仮決算による中間申告はできないというようなことになっているようでございます。

○委員（川添公貴）制度はそういうことでしょうか。要は、私はこの1.6%の加算金ということだったんですけど、加算金が1.4%かなと思っていたんですけど、だったら、1.4%であるとするならば、うちが損をするわけなので、その利益が相手方に渡るということになるので、そう思ったんで、1.6%ならば許容範囲内かなと思うんですが。その制度自体をやめるということとはできないのかという質問だったんで、できないというのであれば、それでできない。ただ2分の1納税と20万円以上ですよ、予定納税が予定されたときはできるということだと、それはわかりました。

この制度を結構、利益が上がる企業はうまく利用して、自社利益を上げているのが、今、社会問題化というか、ある程度問題にはなっているので、見直しの機会があったらそういう形で、薩摩川内市は受け付けられないという、まあ法律が変わったときですよ、という形でやるのがいいのかなとは思っているところでした。それで質問でした。1.4%じゃなくて、1.6%ですよ。了解。

○税務課長（道場益男）1.4.6%については、滞納したときの税率等で14.6%という数字が本則の中に出てきていると思います。還付加算金につきましては、従前7.3%、地方税法の本則の中で7.3%という規定があるんですけども、それでちょっと市中金利等と比べると、それでも非常に高いといったようなことで、見直し等が随時行われてございまして、先ほど申しましたけれども、特定基準割合というものをもって市中金利等とバランスをとるような形で率が決まってくるというような状況でございます。あとは中間納付

につきましては、法律に従った形で、私どももこれからも対応させていただきたいと思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

△契約検査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、契約検査課の審査に入ります。まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）契約検査課の決算状況の概要を説明いたします。

附属書の28ページと29ページになります。契約検査課は、建設工事等の入札・契約に関する事務のほか、工事等の検査を実施するとともに、技術指導を実施しております。平成30年度の取り組みにつきましては、まず、入札・契約運営委員会に関することでは56回開催し、240件を審議いたしました。次の工事及び工事に係る調査、測量、設計等の入札に関することですが、44回、335件を執行しました。次の入札等監視委員会の開催に関しましては2回開催し、入札・契約に関する事項についての調査・審議をいただきました。（4）の最後の工事等の検査に関することでは389件、102億6,717万3,577円につきまして、検査を実施しております。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○契約検査課長（橋口 堅）初めに、歳出の説明をいたします。決算書の95ページをお開きください。下のほうだと思います。2款1項14目契約管理費は、2,247万2,844円で、主な支出内容は入札等監視委員会の委員の報酬、土木積算システムソフトウェア補修委託ほか11件、電子入札システム共同利用負担金ほか11件です。

次に、歳入の説明をいたします。決算書の25ページをお開きください。14款2項1目総務手数料で、契約検査課分は、備考欄の下から7行目、工事施工証明手数料620円です。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、契約検査課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（徳永武次）次は、防災安全課の審査に入ります。まず、決算の概要について、危機管理監の説明を求めます。

○危機管理監（中村 真）それでは、決算附属書の25ページをお開きいただきたいと思いません。防災安全課の平成30年度の決算概要について、御説明いたします。防災安全課は、危機管理及び防災の2グループ体制で、危機管理対策、交通安全・防犯対策、自衛官募集事務及び防災対策の業務を行っております。まず初めに、25ページの一番上に、防災安全課の予算額、決算額をお示した表がございますが、執行率は89.3%でございました。

それでは、決算概要について説明いたします。初めに、1の交通安全対策の推進につきましては、高齢者が交通事故の当事者となる割合が高いことから、特に、（1）と（2）に記載のとおり、高齢者ゆうゆうドライビングスクールや交通安全いきいきスクールを交通安全協会に委託して実施するとともに、交通事故の防止を図るため、（3）にありますとおり、地域、PTA、職域、交通安全協会等との連携を強化し、交通安全思想の普及・啓発を行いながら、各種交通安全行事を実施するとともに、（4）にありますように、大綱心の交通安全プロジェクトとしまして、運転免許証返納者へのタクシーチケットの交付、公共交通機関に啓発用マグネットシートの配布やFMさつませんだいを利用した広報等を実施しました。

なお、平成30年中の市内の交通事故発生状況であります。発生件数、負傷者数、死者数とも、前年より減少したところでございます。令和元年におきましては、平成30年を上回るペースで発生件数、負傷者数とも推移しているところでございまして、死者数は現在まで3人というところでございます。やはり高齢者の方が関与する事故の割合が依然として多いことから、更に警察、交通安全協会等との連携を密にいたしまして、交通事

故防止対策に取り組んでいくこととしております。

次に、2の防犯対策の推進につきましては、防犯思想の普及を図りながら、（1）に記載のとおり、安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯用品を購入し、地区コミュニティ協議会や防犯ボランティア団体に配布しました。また、（2）に記載のとおり、青色回転灯を装着した車両による自主防犯パトロール活動の積極的な展開と結成促進を図るため、防犯パトロール活動に対する補助を22団体、183台に対して行ったところでございます。

次に、（3）に記載のとおり、犯罪防止及び事件・事故後の検証等早期解決につなげるため、防犯カメラの設置を進めていますが、平成30年度も国道3号水引インター入り口交差点、国道328号日之丸交差点ほか、計6台を設置したところであり、今後も計画的に設置していくこととしております。なお、市内の30年中の犯罪認知件数は370件であり、平成29年度の328件から42件の増でございました。平成24年までの500件台の発生件数に比べまして、発生件数の抑制が堅持されておりますが、その後は300件前後で増減をしながら推移してきております。今後も、関係機関、団体と連携して対応してまいりたいと思っております。

続きまして、26ページをお開きください。次に、3の自衛官募集事務では、広報さつませんだいに自衛官募集記事を4回掲載し、また広報掲示板に1回掲載するとともに、担当者会議への出席のほか、薩摩川内市防衛協会への補助金を支出したところでございます。次に、4の空家対策事業については、管理不全な状態にある空家等に対し、関係課と情報共有し、所有者等に対し適切な維持管理を促したところでございます。

次に、5の災害予防応急対策その他防災業務については、大雨や台風等に対する災害予防応急対策を実施するとともに、まず、（1）アからオに記載のとおり、大災害時にまずは自分の命は自分で守る、という意識を高めていただくためのシェイクアウト訓練を本年3月11日に実施したほか、防災サポーター研修の実施、自主防災組織の結成促進、訓練実施の支援を行うとともに、原子力防災対策として研修会、出前講座の開催のほか、原子力防災訓練を本年2月9日に実施したところで

ございます。

次に、(2)に記載のとおり、原子力防災等訪問事業として、要配慮者宅を訪問し、原子力災害時の避難先、避難経路、バス集合場所等の説明、確認を行うとともに、戸別受信機の使用法の説明やふぐあいの確認、災害時要援護者避難支援制度の説明等を行ったところでございます。最後に、6の防災行政無線通信施設の維持管理につきましては、屋外拡声放送施設、地域コミュニティ無線放送施設、戸別受信機の維持、管理を行ったところでございます。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○防災安全課長（佐多孝一）初めに、歳出について御説明いたしますので、決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目諸広報費は、支出済み額1億4,514万4,039円でございますが、このうち本課分は28万3,500円でございます。

84ページの備考欄をごらんください。支出の主なものを御説明いたします。事項、自衛官募集事務費で、薩摩川内市防衛協会補助金でございます。

次に、93ページをお開きください。2款1項12目市民相談交通防犯費は、支出済み額4,903万2,081円でございますが、このうち本課分は2,176万1,973円でございます。

次に、96ページをお開きください。支出の主なものを御説明いたしますので、備考欄をごらんください。初めに、事項、交通安全対策費は、交通安全教育普及啓発事業業務委託、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金等でございます。次の事項、防犯対策費は、防犯カメラ保守点検業務委託、防犯カメラ6台購入のほか2件の備品購入費、薩摩川内地区防犯協会負担金ほか5件の負担金、薩摩川内市青色灯自主防犯活動事業補助金が主なものでございます。12目市民相談交通防犯費の不用額、予算執行をしなかったものにつきましては、1節報酬について空家等対策協議会を開催し、調整する案件がなかったことから未開催となり、未執行となったものでございます。

次に、171ページをお開きください。9款1項6目災害対策費の支出済み額は、3億4,854万5,362円でございますが、このうち

本課分は1億7,947万4,685円でございます。

次に、172ページ備考欄をごらんください。支出の主なものを御説明いたします。事項、災害予防急対策費では、防災会議委員報酬、防災サポーターの年間報酬、行政事務嘱託員2名の報酬、災害対応時の職員時間外手当での人件費のほか、防災用気象観測システム保守点検業務委託ほか25件の業務委託、放射線防護施設商用電源接続工事ほか2件の工事請負費、気象観測装置、無停電電源装置9台の備品購入費、消防防災ヘリコプター運行連絡協議会市町村負担金ほか8件や、日本水難救済会救難所の組織の運営と保障に対する補助金ほか4件が主なものでございます。このうち、原子力災害対策施設設備事業、放射線防護施設商用電源接続工事設計業務委託等、放射線防護施設商用電源接続工事については、平成29年度からの繰越明許費分で執行しております。なお、委託につきましては平成30年8月、工事請負費につきましては、平成31年3月にそれぞれ完成済みでございます。

次に、174ページをお開きください。支出の主なものを御説明いたします。備考欄をごらんください。事項、防災行政無線通信施設管理費では、無線設備整備業務嘱託員報酬、防災行政無線デジタル通信施設保守点検業務委託ほか5件、地域コミュニティ無線システム補助電源充電器拡張工事ほか12件、防災行政無線戸別受信機300台の備品購入費、及び鹿児島県防災行政無線運営協議会負担金ほか3件が主なものでございます。また、翌年度繰り越しとしまして、防災行政無線通信設備工事を繰り越すこととしております。

6目災害対策の不用額につきましては、1節報酬について災害発生時における防災サポーター出動の報酬、3節職員手当について、災害発生時における職員の時間外勤務手当、11節需用費について、屋内退避施設放射性物質除去フィルター交換の修繕、13節委託料について、繰越明許費による放射線防護施設商用電源接続設計業務委託、15節工事請負費について、防災行政無線通信設備の新規設備工事、アンテナ設置工事などのいずれも執行残でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。決算書の25ページをお開きください。14款1項8目消防使用料で、本課分は26ページ備考

欄、下甌地域緊急避難施設並びに東郷防災資機材倉庫の敷地にあります電柱等の行政財産使用料で1万5,957円です。

次に、37ページをお開きください。15款3項1目総務費委託金で、本課分は38ページ備考欄、自衛官募集にかかる募集事務地方公共団体委託金で、1万9,000円です。

次に、45ページをお開きください。16款2項7目消防費補助金で、本課分は46ページ備考欄、原子力防災屋内退避施設維持管理費補助金992万1,605円、原子力発電施設緊急時安全対策補助金210万336円、原子力災害対策施設等補助金2,537万2,000円です。

次に、55ページをお開きください。18款1項10目消防費寄附金で、本課分は56ページ備考欄、原子力対策寄附金100万円でございます。

次に、61ページをお開きください。21款5項4目雑入で、本課分は62ページ備考欄、防災安全課にありますとおり、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金返納金過年度分63万2,000円と、原子力災害対策協力金5,200万円です。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。364ページをお開きください。本課分の県防犯協会出捐金、県暴力追放運動推進センター出捐金について記載してございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○副委員長（井上勝博）まず、自衛官募集の事務についてなんですが、平成30年度については自衛官募集適齢者名簿は男女別に何件、何年生まれの方を何件提出されたか、教えてください。

○防災安全課長（佐多孝一）済みません、時間かかりまして。御指摘のリストにつきましては、平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれ22歳となる者、全部で694名、男性379名、女性315名。それと平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの18歳となる者です。こちらが966名、男性516名、女性450名。合計1,660名でございます。

○委員（井上勝博）空家対策事業なんですが、これについては管理不全な状態にある空家等に対

して適正な維持管理を促すと。ただ、いわば差し押さえされて、銀行が管理しているようなホテルとか、旅館とかあるわけですけども、そういったところの管理というのは、結局どうしているのかということなんですけれども。学校関係からの話だと、やっぱりあきっぱなしになっていて、誰でも入れるような状態になっていて、危険じゃないのかというふうな指摘をされているわけですが、そういう差し押さえ物件みたいなものについては、どのようにしているのでしょうか。

○危機管理監（中村 真）ただいまの御質問で、ホテル、旅館等についての例で示されましたが、一般の家屋については、そういった事例があるのかもしれませんが、一応、その所有者もしくは管理者ということで、こちらのほうでは対応することとしておりますので、差し押さえ物件で仮に押さえられて、所有者の方が押さえている側の、そういった方のほうにもしそういったものが移っているのであれば、その辺を確認しながらということになるとは思いますけれども、これまでのところ、民間住宅でそういった事例というのはないところでございます。そこまでの取り扱いをしたというのはないところでございます。

○委員（井上勝博）以前、そういうことでお話しして、もう管理されているのかなと思っていたら、実際は出入り自由になっているということで、あとで聞いているので、個別に。例えばそういうところは危ないんじゃないですかということについて言えば、防災安全課のほうで窓口になって、管理者のほうに通知してもらって、きちんとされているかどうか確認まではやっていただけのもんじゃないでしょうか。

○危機管理監（中村 真）情報提供いただいたものは、防災安全課で受けたものについては、建築住宅課のほうとも情報共有をしながら、これまでも対応をしてくれております。先ほども申しましたように、これまでのところ具体的に差し押さえ物件で云々というのは今のところございませんので、もし今後あれば、その辺も踏まえた対応はとっていきたいというふうに思います。

○委員長（徳永武次）ほかにごいませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はつきたと認めます。以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（徳永武次）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。まず、決算の概要について、危機管理監の説明を求めます。

○危機管理監（中村 真）それでは、決算附属書の27ページをお開きいただきたいと思いません。原子力安全対策室の平成30年度の決算概要について御説明いたします。

原子力安全対策室は、川内原子力発電所1・2号機の安全対策に関する業務、原子力発電に関する知識の普及及び原子力に関する連絡調整等、川内原子力発電所に係る広報・調査等事業を所管しております。まず、(1)の調査事業といたしましては、4半期に1回の市原子力安全対策連絡協議会の開催、職員や薩摩川内市消防団を対象とした福島第一原子力発電所の視察、全職員を対象とした放射線等に係る研修等を実施いたしました。次に、(2)の広報事業として、原子力広報薩摩川内の作成・配布のほか、夏休み親子見学会などを実施いたしました。次に、(3)の連絡調整事業として、全国原子力発電所所在市町村協議会において5月の総会への出席、11月に50周年記念式典を開催し、国との意見交換会や経済産業大臣等に対する要請活動を行うとともに、同協議会において福島第一原子力発電所の視察を実施したところでございます。なお、資料には記載しておりませんが、川内原子力発電所は、平成27年度中に運転再開をして以降、順調に運転を継続しておりますが、九州電力が実施している定期検査や安全対策等について、随時、職員による現地調査等を行い、検査や対策の状況等の確認をしております。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）それでは、決算の内容等につきまして、歳出から御説明いたしますので、決算書の99ページをお開きください。

2款1項16目原子力対策費の事項、広報調査事業費で、決算額は1,199万4,095円でございます。備考欄をごらんください。主な支出は、委託料として川内地域自治会文書送達業務委託ほか5件、負担金として全国原子力発電所所在

市町村協議会負担金ほか4件、また、記載はございませんが、年4回発行の原子力広報に係る印刷製本費、市民公募による川内原子力発電所の安全対策等の視察研修等にかかる経費が主な支出でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、39ページをお開きください。16款2項1目3節広報・調査等交付金1,451万2,794円、補助率は10分の10で、収入未済額はございません。なお、この交付金につきましては、先ほど御説明いたしました広報調査事業費のほか、他課への支出の充当がでございます。防災安全課の原子力防災等訪問囑託員2名の報酬、及び財産活用推進課所管の本庁及び各支所に設置をしてございます、環境放射線監視システム表示モニターの電気料に充当しております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、原子力安全対策室の審査を終わります。

△審査の一時中止

○委員長（徳永武次）本日の委員会はここまでとし、残りの分は3日に審査をすることにしたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。ここで、本案の審査を一時中止します。

△延 会

○委員長（徳永武次）それでは、本日の委員会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって本日の委員会はこれで延会いたします。次の委員会は、3日午前10時から第3委員会室で開会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 徳 永 武 次